

資料 2

第 4 次松戸市地域福祉計画 第 4 章から第 8 章 (素案) に ついて



第4章

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり

～困ったときは、誰もが助け合える地域に～

取り組み課題

- 1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり
- 2 快適な生活環境づくり
- 3 地域での防犯・安全対策
- 4 障壁のないまちづくり
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 相談支援・情報提供の充実【推進項目】
- 8 多世代型地域包括ケアシステムの推進
- 9 生活を守る権利擁護の普及
- 10 生活困窮者の自立支援
- 11 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上
- 12 誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現



【東漸寺】

1481年に建てられた寺で、春には樹齢300年のしだれ桜がきれいに咲きます。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

1. 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり

現状と課題

- 平成29年度に実施された市民意識調査においては、平成25年度に比べて「災害に対して自ら対策を講じている人の数」が約4%増加して80.4%と、防災に対する市民の意識が高まりつつあります。また、「事故や災害に強い安全なまち」に対する評価としても、「満足」が2.1%の増加、「不満」が3%減少するなど、着実に防災対策が進捗している状況です。このような中で市は、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの一環として、災害時に「自力で避難できない方」（要支援者）を地域で支援する避難支援体制の整備に取り組んでいます。
- 平成23年3月11日、マグニチュード9.0の巨大な地震による東日本大震災が発生し、大規模地震と津波により、多くの要支援者が犠牲になりました。その後も数々の地震災害や豪雨災害が多く発生し、そのような突然の災害によって、要支援者は、より厳しい状況に置かれがちです。
- 誰もが安全で安心して松戸で暮らせるよう日頃から地域の助け合いを促進し、災害時、少しでも被害を減らせるよう地域で要支援者の情報を共有することが課題になっています。そのために、誰もが、まず、自分の命を自分で守る「自助」という視点を持って、要支援者自身もその家族などとともに、日頃から災害に備えることが大切です。また、近所の人とあいさつや声かけなど地域活動に出来る限り参加して、地域の人に知ってもらうことも大変重要な防災対策です。
- 福祉避難所*の開設にあたって、市はマニュアルを作成し、総合防災訓練で設営訓練などを行っています。また、市内の県立特別支援学校、特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を締結し、開設運営方法についての協議も行っています。
- 災害時には、女性と男性の受ける影響の違いなどに十分配慮した災害対応が行われる必要があるため、避難所における男女別トイレや更衣室のほか、授乳室等の設置や備蓄物資等のハード対策から、避難所生活での役割分担が偏らないような工夫や相談体制などのソフト対策まで、避難所運営に女性が参画することが重要です。

- 災害時の情報伝達方法として、防災行政用無線、広報車、安全安心メール、登録制メールなどがありますが、いざという時に公的な情報伝達だけでなく、地域住民による情報伝達も重要です。公的な情報伝達手段の拡充とともに、避難行動要支援者名簿を活用した地域住民による情報伝達体制の構築が必要です。このような活動を支援するため、市では令和元年11月に「避難行動要支援者名簿活用の手引き(第1版)」を作成し、同名簿の活用方法や避難支援をする際に必要な情報・一例などを示しています。

施策の方向性

○防災対策の推進

- 今後の発生が予測される東京湾北部地震を想定し、また東日本大震災以降の新しい知見も取り入れ、令和3年度に「松戸市地域防災計画」の修正を行いました。今後も市民が安心して生活できる災害に強い安全で安心できるまちづくりに向けて防災対策に取り組んでいきます。

○自主防災組織^{*}単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上

- パートナー講座や防災講演会の開催など、一人でも多くの市民が防災知識を身に付け、防災意識が向上するよう取り組んでいきます。

○実践的な防災訓練の実施

- 市が主催する総合防災訓練で、避難所運営訓練やトリアージ^{*}訓練を行うなど、より実践的な訓練となるよう取り組んでいきます。
- 自主防災組織の訓練や行事などは、若い方から高齢の方まで、幅広い年齢の方々や女性の参加が重要ですので、参加促進を図っていきます。

○自主防災組織の結成の促進、充実強化

- 本市の自主防災組織は、平成29年1月1日現在で、301団体結成されています。
- 自主防災組織未結成の町会・自治会へ結成を促すとともに、自主防災組織が防災資器材を購入する際の費用を補助します。

○避難行動要支援者名簿の活用の促進

- 本市では、災害時の支援として、「松戸市避難行動要支援者支援基本方針」に基づき、要介護認定3・4・5の方、身体障害者手帳^{*}1・2級、療育手帳^{*}A以上、精神障害者保健福祉手帳^{*}1級の方、65歳以上で1人暮らしの方などのうち、避難行動要支援者として登録を希望する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成しました。
- 地域で、支援する方と支援が必要な方のマッチングが行われ、平時の避難訓練、見守りに活用されるよう働きかけます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○家具の転倒防止を行う ○あいさつや声かけを行い、地域活動に参加・協力する ○住宅の耐震診断を受ける ○防災知識を身に付ける ○防災グッズを用意する ○非常用の水や食べものの準備をしておく ○避難所、避難経路を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に配慮が必要な人の把握に努める ○災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努める ○自主防災組織を立ち上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援体制*の充実、名簿活用の促進 ○福祉避難所の整備 ○「松戸市地域防災計画」の推進 ○防災訓練の実施 ○自主防災組織の立ち上げ、活動への支援 ○防災対策の啓発

ひなんこうどうようしえんしや
避難行動要支援者の方へ ~災害にそなえて地域で情報共有を進めましょう!~

ひなんこうどうようしえんしや
松戸市避難行動要支援者名簿登録の申請について

松戸市避難行動要支援者名簿とは？

災害が発生したときに、**高齢の方や障がいをお持ちの方（避難行動要支援者）**で、一人で避難することが困難な方に、ご本人の希望に基づき、あらかじめ市の名簿に登録していただくものです。

※登録した情報は、災害時等に地域の中で速やかに避難や安否確認等が行われるよう、市と町会・自治会など避難を支援する人の間で共有します。

支援を希望される方
(高齢者・障がいのある方など)

➡

1 登録の申請

➡

市役所

➡

2 名簿の作成

➡

地域の避難支援等関係者
(町会・自治会など)

➡

3 情報の提供

➡

4 災害時の避難支援、安否確認など

名簿登録の対象となる方は？ ※施設に入所されている方は対象となりません

介護認定者の方
(要介護3～5)

障がいのある方
(身体障害者手帳1・2級、他)

一人暮らしの高齢の方
(65歳以上)

※また、対象となる方以外にも事情により支援が必要な方は登録が可能ですので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

登録するには？ ▶下記の問い合わせ先にご連絡ください。

※ご希望の方には申請書を郵送いたしますので、必要事項を記入の上、ご返送ください。また、申請書はホームページからもダウンロードできます。

市担当課/問い合わせ先	松戸市役所	〒271-8588	松戸市根本387-5
登録申請書に関するご提出及び保管先	地域福祉課	TEL 366-3019	FAX 366-1392
防災行政全般に関する問い合わせ先	危機管理課	TEL 366-7309	FAX 368-0202
		メールアドレス mcomhukushi@city.matsudo.chiba.jp	
		メールアドレス mckikanri@city.matsudo.chiba.jp	

～ 全ての人を柔らかく包みこむ 優しい都市 松戸市 ～

福祉避難所：災害発生時に高齢者・障害者など特別な配慮を必要とする人を受入れる避難所のことです。

トリアージ：災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けられるよう、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいいます。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉です。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

2. 快適な生活環境づくり

現状と課題

- 市民が暮らす「地域」は、生活の潤いや安らぎを感じたり、生きがいを見出したりする大切な拠点であり、その居住性の充実は、地域に誇りと愛着をもたらし、住んでいるまちを大切に思うことにつながります。「松戸市環境基本計画」では、めざすまちの将来像として、「人と環境にやさしい持続可能なまち」と掲げ、その実現のための基本目標として、「地球温暖化対策の推進」、「資源循環型社会の構築」、「自然環境の保全と生きものとの共生」、「安全・安心で快適な生活環境の保全」、「環境学習と環境活動の推進」を定めています。
- 生活環境では、昭和48年に松戸市地区衛生組織連合会として設立された団体が、平成9年から、地域のより快適な環境づくりを目指し、名称を松戸市地区環境美化組織連合会に変更し、加入する町会・自治会の環境美化活動事業を支援・推進しています。事業内容としましては、清掃器具共同購入事業、環境美化啓発用看板作製・配布事業、広報誌発行事業などを実施しています。
- 家庭ごみの収集では、「家庭ごみ訪問収集事業」としてごみ出しの困難な世帯への戸別収集も実施されています。
- 住環境は、高齢者の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、障害のある人のグループホームなど多様な施設の整備が進み、地域で暮らす環境が拡充されてきています。こうした住宅には、障害者や高齢者と健常者とが分け隔てなく最初から、だれにでもやさしいアクセシビリティ*や使いやすさに配慮した浴室やトイレの設置がされつつありますが、今後も充実が求められています。(ユニバーサルデザイン*)
- 高齢化社会の深刻化により、居住者の施設入所、入院時等により空家化が進行するおそれがあることや、相続の問題等で管理不全な空き家が生じることにより、住環境への悪影響が懸念されています。このため、市では平成28年度に「松戸市空家等対策計画」を策定し、空家化の予防・発生の抑制、適正管理の促進、空家の利活用の促進について取り組んでいます。

アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。

ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想です。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。

- 私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるペットの存在ですが、近年、近隣住民からの相談の対象になるケースも見受けられます。マナー向上や飼い主のいない猫を減らしていくことが課題となっています。
- 市民の身近な自然環境では、文化交流拠点でもある21世紀の森と広場や健康遊具を備えた公園、また江戸川の水辺に設置された水辺の健康エコロードなど、市民自らの健康づくりにも役立つ公園や水辺空間などが整備されてきました。特に豊かな自然環境を構成する緑は、心身の健康を守るだけでなく、誰もが生き生きと暮らせる福祉の増進にもつながることから、今後も子どもから高齢者まで幅広い世代が緑を身近に感じられる取り組みが必要です。本市では、松戸市緑の基本計画に基づき、樹林地の保全活動や地域の花壇づくり活動を支援しています。

施策の方向性

○まちの美化活動への市民参加の促進

- 緑の愛護団体の皆さんが道路、河川、公園等の公共用地を利用して、緑化活動を実施しています。
- 春と秋の「市民ぐるみでクリーンデー」に多くの市民が参加して、まちの美化に努めています。
- 次の世代を担う子どもたちが、環境問題に興味を持ち、活動していくことは、快適なまちづくりの第一歩となるものです。市では、環境関連の学習として学校内で実施できる「環境学習出前講座」を紹介しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみを減らす ○ごみの分別の徹底 ○ごみを持ちかえる ○飼い主のマナー向上 ○地域猫活動*に協力する ○マイバッグを活用する ○家屋の省エネ化等 ○省エネ家電への買い替え ○エコドライブの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○花壇づくりなどの緑化活動 ○里やま活動への参加 ○公園の清掃 ○ごみ集積所をきれいに保つ ○クリーンデー等に参加する ○気候変動の影響への対応策 ○クリーンエネルギー車、カーシェアリング*の普及 ○事業所は温室効果ガス削減に取り組む ○地域猫活動の理解、取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市緑の基本計画」の推進 ○3R（ごみの発生抑制・再利用・再生利用）の推進 ○「ごみ処理基本計画」の推進 ○「松戸市環境基本計画」の推進 ○「松戸市地球温暖化対策実行計画」の推進 ○地域猫活動の啓発・支援

地域猫活動：地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理し、猫の数と被害を減らすことで、住みよい地域を作ることが目的です。活動内容は、不妊去勢手術を行い、えさを与え（時間を決めて行い、すぐに片付ける）、排泄物の管理と周辺の清掃を行います。

カーシェアリング：1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて1台の自動車を利用するものです。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

3. 地域での防犯・安全対策

現状と課題

- 地域の安全を守るためには、「地域の安全は地域住民が守る」という意識を市民一人ひとりが持ち、まず地域の中でできることから始めることが重要です。同時に、市民と事業所及び市、警察が連携して、防犯活動を行う必要があります。また、そのような活動は、地域の人と人とのつながりに支えられ、活動を通して地域のまとまりや新たなつながりを生み出します。
- 本市の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した件数）は平成 11 年から 14 年まで 13,000 件台と高い水準にありましたが、その後、減少し続け、令和 2 年には 2,733 件となりました。犯罪の種類としては、自転車などの乗物の盗難、ひったくり、空き巣などの窃盗犯が全体の約 7 割を占めており、高齢者が被害者となりやすい電話 de 詐欺等を含め、今後も犯罪の被害を未然に防ぐための取り組みが求められています。
- 本市では、平成 19 年 4 月に「松戸市セーフティーネットワーク」から「松戸市警防ネットワーク」に改組し、地域の犯罪を抑制するため防犯体制をより強化しています。また、子どもたちが不審者などにあった時に逃げ込める「こども 110 番の家」のプレート設置協力者は 2,484 件（令和 3 年 3 月末現在）あり、子どもたちが安心して暮らせるためには地域の方の協力が不可欠です。
- 地域における活動例として、「六実っ子安全安心見守り隊」が平成 29 年 3 月に発生した六実の女児に対する痛ましい事件をきっかけに発足し、同年 6 月 12 日から活動を開始しました。その成果として、女性や子どもを対象とした声掛けやつきまとい事案等や自動車盗の件数を減少させるなど、地域の防犯に大きく貢献しています。
- 犯罪の防止だけでなく、交通事故の防止については「松戸市交通安全計画*」のなかで、交通弱者（高齢者、子ども等）の関係する交通事故が増加傾向にあることを重視すべき視点としています。
- 子どもが安心して外で遊んだり通学したりできるよう防犯対策を充実させることは、保護者から期待されているところです。特に①犯罪情報の提供による自主防犯の促進 ② P T A や住民、学校等が連携した安全パトロール活動などが求められています。

松戸市交通安全計画：交通安全対策基本法第 26 条の定めるところにより、千葉県交通安全計画に基づき策定しています。市内における交通社会を構成する様々な関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。

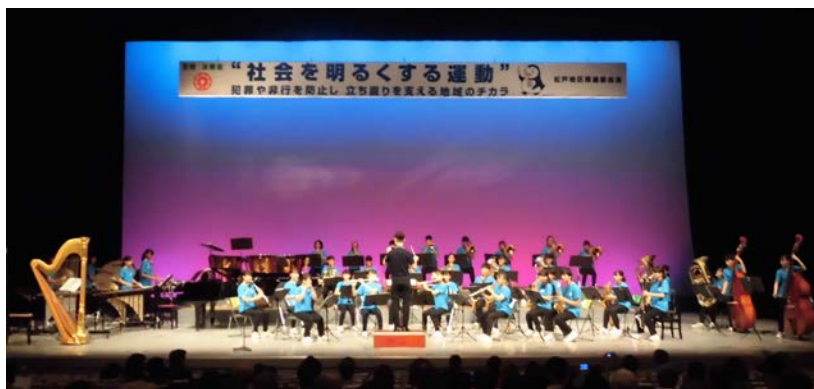
施策の方向性

○市民、事業者及び市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する

- 日常生活における身近な犯罪は、各自が防犯の意識をしっかりと同時に、市民、事業者、市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する必要があります。
- 高齢者の安全確保のため、各地域の活動を活発化させ、効果的な活動を行うよう努めていきます。

○犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進する

- 国、県などの動向を見据えながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰支援策の検討を行い、松戸地区保護司会とともに関係団体や機関と犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していきます。



(令和元年度 社会を明るくする運動「講演会とコンサート」)

○子どもたちが安心して暮らせるための取り組みの推進

- 「こども110番の家」や地域やPTAなどの学校関係者による登下校中の見守り活動を継続するとともに、不審者情報等を迅速に市民に伝えるため、携帯電話等を活用した市民への情報提供についても継続します。

○安全で快適なまちづくり条例に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書き、客引きなどを禁止

- 犯罪や迷惑行為が起こらない住みやすいまちをめざして、「松戸市安全で快適なまちづくり条例」に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書き、客引きなどを禁止するとともに、重点推進地区内で過料徴収を行っていきます。

○交通安全対策の推進

- 交通事故が市民の身近な地域で発生していることから、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要です。
- そのため、「自分の身は自分で守る」といった、自主的に安全な行動を実践できるような交通安全教育を推進し、子どもが安全に遊べる場所の確保整備を推進していきます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○路上喫煙をしない ○電話 de 詐欺や悪質な訪問販売に注意する ○犯罪に巻き込まれない知識を子どもに伝える ○ひったくり防止の自転車かごカバーを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯組織を立ち上げる ○防犯灯を設置する ○登下校時の見守り、誘導 ○防犯ボランティア活動の実施 ○「こども110番の家」のプレートを設置する ○再犯防止に向けた啓発活動等に協力する ○声かけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市安全で快適なまちづくり条例の推進 ○「松戸市交通安全計画」の推進 ○防犯灯の設置を支援する ○携帯電話等を活用した市民への情報提供 ○悪質商法・消費者被害等に関する情報提供 ○青パトによる防犯活動の実施 ○再犯防止に向けた啓発活動等を推進する ○防犯カメラの増設 ○青パトによる自主防犯パトロールで使用した燃料の補助 ○電話 de 詐欺撃退機器の普及促進

(悪徳商法・消費者被害等に関する情報提供 例)



(「社会を明るくする運動」松戸地区第16回作文コンテスト表彰式)

取り組み課題

4. 障壁のないまちづくり

現状と課題

- ベビーカーを利用中の方、妊婦、高齢者や障害のある方などが、安全で安心して外出しやすい環境を整えるためには、市内の公共施設や道路、交通機関の歩行者優先の整備、わかりやすい案内、手助けしてくれる支援者など様々な配慮が必要です。
- 市では、平成17年度に「松戸市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。本構想では、松戸地区、新松戸・幸谷地区の2地区を重点整備地区に指定し、鉄道やバス等の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進してきました。
- 同2地区のバリアフリー化が概ね完了したため、平成28年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定し、八柱駅北口駅前広場の歩道改良工事などを完了しています。
- 建物のバリアフリー*化とともに、社会活動への参加につながる心のバリアフリー*、情報を得る機会を保障する情報のバリアフリーなど、ソフト面でも障壁を作らない、取り除いていく取り組みも大切です。障害者差別解消法の施行もあり、「合理的配慮」が明記され、障害のある人の個別の困難に気付き、支援していくよう求められています。
- 情報のバリアフリーでは、障害のある方のために、点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信など、必要とする人が誰でも自由に利用できる情報となることが求められます。また、障害のある方のみならず外国の方が情報を得やすくなるよう、松戸市ホームページについては英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語の6か国語に自動翻訳できるようになっています。
- 急速な高齢化が進む中、高齢者や障害のある方々や子育て世代も含めて、誰もが安心してスムーズに移動できるよう歩行空間の整備が進められていますが、放置自転車が歩道を塞いだり、IT化された（切符を買う、ATM、セルフレジなど）様々な窓口での対応の困難さなどもあり、安心して移動できる歩行空間ネットワークづくりが課題となっています。今後も、全ての地区でバリアフリー化するためには、引き続き段階的に整備を計画し、実施することが必要です。

- 市内には6本の鉄道路線と23の駅と約250のバス停があり、都内へのアクセスがよく公共交通の利便性の高いまちとなっていますが、今後、高齢化がますます進む中で、バス停留所までが遠かったり、高低差のある地形などにより、交通を不便に感じる人が増加することが予想されます。

なお、市では国の方針に基づいて、1日の利用者数が3,000人を超える駅(計21駅)を対象に鉄道事業者とともにエレベーター等を整備し、駅入り口からホームまで段差のない移動ルートを最低一つ確保する、いわゆるワンルート整備が完了しました。

- 公共交通機関の利用が難しい高齢者や障害者の移動をサポートする福祉有償運送*事業の利用者は、年々増加しています。

- 市では、令和2年4月より中和倉地区におけるコミュニティバス(ゆめいろバス)を本格運行させました。乗り降りしやすいバリアフリー車両、狭い道も通れる小型バスは中和倉地区の利便性向上に役立っています。

施策の方向性

○情報のバリアフリーの推進

- 点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信などの活用や誰でもわかりやすい表現での情報発信に努めます。

○認知症サポーターを増やす

- 認知症についてより正しく理解した人を増やし、認知症への偏見等のバリアを取り除くことが必要です。
- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。
- 市職員は認知症サポーター養成講座を受講します。

○松戸市交通バリアフリー基本構想*に基づき、バリアのないまちづくりを推進

- 重点整備地区内の整備を中心に推進します。

○放置自転車については、買い物客の放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開・啓発

- 午前中の通勤客による自転車の放置は減少してきていますが、買い物客による放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開して啓発を行います。

○福祉有償運送事業の推進

- 福祉有償事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行い、事業の周知を図ります。

認知症サポーターについて

例えば、認知症の人が困っている様子が見えたら「何かお手伝いすることはありますか」と一声かけてみます。たとえ、具体的な援助はできなくても理解者であることを示すことができます。一人ひとりが違うように、対応は一様ではありません。そのことを頭に置きながら自分たちに何ができるかを考えていきましょう。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車・違法駐輪をしない ○電車・バスで席を譲る ○子ども・高齢者・認知症や障害のある人等について理解を深める ○声かけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は駐車場・駐輪場を整備する ○事業者施設のバリアフリー化 ○道路の清掃 ○看板、商品を道路に置かない 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づく施策の推進 ○放置自転車等の撤去、啓発 ○路上障害物撤去の指導 ○誰もが利用しやすい情報発信の工夫 ○認知症サポーターを増やす

バリアフリー：高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。

福祉有償運送：NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービスです。

松戸市交通バリアフリー基本構想：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。「松戸地区」、「新松戸・幸谷地区」の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進し概ね完了したことから、「新八柱・八柱地区」を新たに重点整備地区に加え、平成28年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定しています。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

5. 健康づくりの推進

現状と課題

- 地域で活力のある生活を送るための基盤となるのは、「健康」であり、地域福祉の推進においても大切な視点です。まず「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持ち、日常生活の中で正しい生活習慣を築くことが大切です。
- 平成 26 年度に「松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）＊」を策定し、「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を目指し、健康診査・各種検診の受診勧奨とともに、喫煙対策をはじめとする健康づくりを推進しています。
- 平成 28 年 7 月から「まつど健康マイレージ」がスタートしました。各種健(検)診や健康に関するイベントへの参加、健康に配慮した店舗等を利用することでマイル（ポイント）が貯まり、特典の抽選に参加できます。健(検)診の受診率の向上、自分自身の健康づくりのきっかけとなることを目的として、事業を推進しています。
- 現代社会においては、バランスを考えた食事をとっていない方、友人、家族と食事を楽しむ機会が少ない方など、食に関する課題を抱える人が増えています。心身の健康の増進には市民が食育への関心を高め、食に関する課題を改善する必要があります。松戸食育まつりの開催や、まつど大農業まつり、松戸モリヒロフェスタなどのイベントへの出展により、望ましい食習慣などについて普及活動を行っています。また、若い世代の市民の食生活改善などを目的に、料理レシピサイト「クックパッド」に松戸市公式キッチンを開設し、栄養士や聖徳大学の学生が考案したレシピを掲載しています。
- 松戸市医師会では、「地域や行動変容」「リビングウイル」「人と人とのつながり」「かかりつけ医」をキーワードとして「受けた授業の内容を大人に伝えること」を宿題に課す形で、親世代、祖父母世代にまで波及効果を及ぼすことを考え、小中学生を対象に健康に関する出前講座「まちっこプロジェクト」を「認知症」、「命の大切さ・尊さ」をテーマとして開催しています。健康の意義を語り合う場が生まれるために貴重な取り組みとなっています。令和 2 年度は「感染症」について DVD を作成し、市内全小中学校に配布し、多くの学校で活用されました。

取り組み課題5. 健康づくりの推進

- 松戸市の認知症の人数は、要支援・要介護認定者の認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられる状態）で、13,211人（令和2年4月1日現在）です。この中で、65歳以上に占める割合は10.6%となっており、65歳以上の約10人に1人が認知症という状況です。
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による認知症有病率による推計から、松戸市の認知症の人は、2万人に近い方が認知症であると推計されます。
- 平成27年度より、高齢者のみなさまが元気を維持増進していただくために、企業・法人・団体等、地域に関わるあらゆる人々が応援しようという共通認識を高め合うことを目的に「高齢者の元気応援キャンペーン」を開始いたしました。
- 平成28年度より、都市型介護予防モデル「松戸プロジェクト」を開始しました。地域活動やボランティアへの社会参加を積極的に促進していくことで、「社会参加することが健康度を高める」という仮説を検証。得られた成果は日本全国に、あるいは世界に向けて、モデルとして発信していくことを目指しています。
- 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域の応援者、認知症サポーターについては、令和2年度末時点で29,110人養成。市職員の認知症サポーター養成講座受講率は、平成31年度末から100%を達成しています。
- 健康を維持していくために必要なものとして、若年者は「健康維持等のために活動できる場所」、要支援認定者は「必要な時に相談や助言をしてくれる専門機関」を主に挙げています。



(集まれ！秋の健康まつり)



(松戸市食育かるた)

施策の方向性

○松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）の推進

- 「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念に、「健（検）診」「喫煙対策」「運動・ロコモ予防」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「歯・口腔の健康」「適正飲酒」「休養」など、健康づくりの要素となる様々な分野の課題に取り組みます。
- 「健康松戸 21 応援団」を平成 28 年 3 月に創設し、市民の健康づくりを応援しています。
- 「まつど健康マイレージ」で健康づくりの「きっかけ」「定着」「継続」を推進します。

○（個人の）健康診査・各種検診の積極的な受診を推進

- 定期的に健康診査・各種検診を受け、積極的に自分の健康状態を把握し、自分の健康を自分で守る努力が必要です。特に、勤務先での受診機会がない人や自営業者などは未受診の人が比較的多いので、市が実施している健康診査・各種検診を受診するよう推進していきます。

○介護予防事業の推進

- 高齢になっても元気で自立した生活が送れるよう普及啓発や地域活動の支援などを行う一般介護予防事業を充実し、高齢者が自ら取り組める事業を推進するとともに、生活機能が低下してくる高齢者には早期の機能改善・回復ができる短期集中予防サービスを実施していきます。
- 生活機能を維持、改善し、要支援・要介護状態になることを防ぐために、介護予防事業を行政、民間で連携して実施します。

○認知症対策の推進

- 認知症の症状がある人は、高齢化により年々増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。「認知症を予防できる街・まつど」「認知症になっても安心して暮らせる街・まつど」を目指して、関係機関との連携、支援やネットワークづくりを念頭に置き、認知症の本人や支える家族が何を望み、何に困っているのかという視点に立ち、認知症対策を推進していきます。

○食育についての継続的な情報発信と、ライフステージに応じた取り組みの継続的な推進

- 本市では多岐に渡る食育関連事業を展開してきました。今後も生涯を通じた心身の健康を支えるため、ライフステージに応じた食生活の実践を推進していきます。
- 平成28年に実施しました食育アンケート結果では、市民の食育に対する周知度・認知度は9割と高いものの、特に若い世代への食生活改善の働きかけが課題となっています。
- 食への感謝の念や理解を深め、生産者と消費者相互の交流を促進することで地域社会の活性化や地球環境にも配慮した食育を目指し、継続的な情報発信に努めます。

「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）」について



健康松戸21

マスコットキャラクター

「けあら」

本市では、国や県の健康増進計画を受けて、平成26年11月に「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）」を策定いたしました。健康寿命の延伸・健康格差の縮小を基本目標とし「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念として取り組んでいます。計画推進のため、平成28年7月からまつど健康マイレージを開始し、健康松戸21応援団とともに健康づくりの普及啓発を進めています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に健康診査を受診する ○自らの健康は自ら管理する意識を持つ ○バランスのとれた食事・適度な運動と休養など望ましい生活習慣を心がける ○自分にあったストレス対処法を見つける ○たばこの害を正しく理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関と連携した医療・健康講座等の開催 ○事業者はこころの健康（自殺予防）への取り組みや受動喫煙防止に努める ○見守り、声かけをする ○地域活動を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）」の推進、実行 ○健康診査などの受診率の向上 ○自殺対策の推進 ○介護予防及び認知症予防の事業を実施 ○食育の推進

受動喫煙・副流煙について

タバコの煙には、喫煙者が直接吸い込む煙＝「主流煙」と火のついた先から立ち上る煙＝「副流煙」があります。タバコのフィルターを通らない「副流煙」には、喫煙者本人が吸う「主流煙」より高濃度の有害物質が含まれています。

タバコを吸わない人でも周囲に喫煙者がいると副流煙を吸わされてしまうことになり、これを「受動喫煙」といいます。吸わない人も、自分の意志とは関係なく、喫煙している状態になります。受動喫煙が原因で死亡している人は、年間1万5千人にのぼると推計されています。（平成28年国立がんセンター発表）

松戸市では、松戸市健康増進計画において受動喫煙ゼロを目指しています。家族や友人、職場の同僚にも禁煙を勧め、禁煙の輪を広げ、受動喫煙のない安全で快適、健康なまちづくりを目指しましょう。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

6. 地域医療の充実

現状と課題

- 誰もが安心して生活するため、地域医療の充実は欠かすことができません。
- 子育て世代にとって安心して子どもを産み育てるため、小児医療の充実や体制の整備は、必要不可欠な基盤となります。夜間にお子さん（中学校 3 年生まで）の具合が悪くなってしまったとき、毎日午後 6 時から午後 11 時まで診療が受けられる「夜間小児急病センター」が松戸市立総合医療センター内にあります。
- 病気や病気の回復期であるために集団保育や家庭保育が困難な子どもを専用の施設にて預かり、一人ひとりの年齢、病状、症状にあわせた上で、通常の保育内容に準じた保育を行う「病児保育・病後児保育」を行う医療機関があります。
- 市内には、東葛北部の中核的医療機関である松戸市立総合医療センターをはじめとして 19 の病院があり、一般診療所 287、歯科診療所 277 の施設があり、医療資源に恵まれています。今後、少子高齢化の進展が見込まれており、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、地域において安心して質の高い医療サービスが受けられるように、県は、医療機関の病床機能の分化と連携の推進を図っており、市は市民への啓発活動等が必要です。（医療機関数は平成 31 年度事業年報：松戸健康福祉センター）
- 高度な医療を担う総合病院も多く、それぞれが得意とする疾病分野を持っており、多くの症例が集積することで、全体として質の高い医療の提供につながっています。また、在宅医療についても、本市は在宅看取りの割合が国・県と比較しても多く、高い評価を得ています。
- 高齢化の進展に伴い、何らかの病気を抱えながら生活することは特別ではなく、身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる存在であるかかりつけ医等の普及・定着が求められます。そのため市では、毎年度「まつど医療機関マップ」を作成し、転入者などの希望者に市民課や支所にて配布しています。また、同マップをホームページにも掲載した上で、4 か国語に対応したガイドも公開しています。

- 市の「保健・福祉・医療サービス」に対する満足度は年々向上しています。また、市内外にかかりつけ医のいる市民は約 66%となっており、引き続き普及していくことが必要です。

施策の方向性

○在宅医療と介護の連携強化

- 高齢者の安心を支えるためには、医療は欠かすことのできないものであり、さらに住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅医療と介護の連携は必要不可欠となります。
在宅医療と介護を担う専門職や関係者が互いの役割を理解し、多職種連携が図ることができるよう、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、介護関連団体等と協議を重ね、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

○在宅医療の推進

- 国では、平成 23 年度より多職種協働による在宅医療を担う人材の育成が行われており、千葉県においても平成 24 年度より地域での在宅医療を担う地域リーダーの養成研修が開始されました。本市では、松戸市医師会と市が連携して東京大学によるモデルの多職種連携研修会を開催しました。
- 多種多様化する医療ニーズに対応するためには、医療機関の相互の連携を強化していくとともに、従事する多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていくことが求められます。

○夜間急病救急医療の充実

- 松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会の協力のもと、休日在宅当番医、夜間小児急病センター、休日土曜日夜間歯科診療所、市内病院群の輪番制当番病院と松戸市立総合医療センターの連携により「松戸市夜間急病救急医療」を運営するなど、急病の時には、休日や夜間であっても市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めています。
- 小児科を専門とした夜間小児急病診療所とし、松戸市立総合医療センター敷地内に診療時間や医療スタッフ等診療体制を充実させた「松戸市夜間小児急病センター」を開設し、小児医療対策に取り組んできました。今後も松戸市医師会、松戸市立総合医療センター、松戸市薬剤師会等との連携を図りながら運営していきます。

○かかりつけ医を持つことを推進

- 市民は、症状に応じた適切な医療が受けられるように、日頃から「かかりつけ医」を持ち、住み慣れた地域で生涯を過ごせるように今後も地域医療の充実が求められます。
- 本市では、「まつど医療機関マップ」を作成し、医療資源の情報を提供します。また、ホームページで掲載し広く情報提供します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医・かかりつけ薬剤師を持つ ○日頃から、休日・夜間等の医療体制を知っておく ○在宅医療・介護保険制度の基礎知識を知っておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養を支援する診療所など多職種との連携を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど医療機関マップなど医療サービスの情報の提供 ○松戸市在宅医療・介護事業者情報検索システムにて介護サービス事業者や訪問可能な医療機関等の情報の提供



（健康医療都市まつどHP）

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題【推進項目】 7. 相談支援・情報提供の充実

現状と課題

- 厚生労働省は、平成 29 年 12 月 12 日に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を発出し、改正社会福祉法に基づく地域福祉推進の方向性を示しました。その一環として、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備などが求められています。
令和 2 年度の社会福祉法の改正では、さらなる地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本市においても体制構築に向けた取り組みを進めています。
- 本市においても地域での課題が多様化しており、支援を求める方の中には、介護と子育てに同時に直面する、いわゆる「ダブルケア」のような複合的な課題を抱える事案もあり、いつでも気軽に困り事の相談をしたり、必要なサービスの情報提供が受けられる環境を整えていくことが課題となっています。また、相談したい内容に応じてどこに相談すればいいかを地域住民や支援者に周知していくことが重要です。
- この点、本市では、平成 30 年度より「福祉まるごと相談窓口」を設置し、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた市民の相談を受け、適切な支援につないでいます。令和元年度からは三環境区（中央・常盤平・小金）に相談窓口を増設し、より身近な場で相談に対応しています。
- 社会的な孤立は、高齢者に限らず、若者や中高年などにも拡大しています。それらを地域の支え合いに結びつけることは大変難しいですが、まず、支援が必要な人がいることを理解し、専門的な相談支援に結びつけることがセーフティネット機能の強化につながります。
また、外国人市民がより円滑に市のサービスに関連する相談や質問ができるよう、所定の曜日に英語・中国語行政通訳が勤務しています。
- 社会参加が長期的に困難となるひきこもり状態にある方を支援するためには、千葉県ひきこもり地域支援センターによる電話相談などがあり、当事者や家族だけが悩まずに相談ができるよう窓口の周知も重要です。

- 情報提供する場合は、各種情報を集約し、広報やホームページをはじめ、SNS等(フェイスブック、ツイッターなど)の伝達手段を活用し、スピーディーかつわかりやすく広く伝達できることが必要です。また、相談支援体制の充実・強化のために、各関係機関との連携が不可欠であり、本市では多分野の相談機関で構成される「福祉相談機関連絡会」を開催し、相談窓口や支援機関の連携を深めています。
- 各分野の情報や資源を横断的に把握しコーディネートする人材育成も課題となっているため、千葉県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー*の研修などに参加し、その視点をもった人材を計画的に増やしていくことが重要です。
- 子育てに関する相談では、親子すこやかセンター(中央・小金・常盤平保健福祉センター内)において、妊娠・出産から子育て期にわたる様々な疑問や不安などに応じています。また、市内27か所のおやこDE広場・子育て支援センター*には子育てコーディネーターを配置し、子育てに関する様々な相談を受けたり、市の子育て支援情報の提供を行ったりしています。情報発信については、市のホームページの子育て情報サイト「まつどDE子育て」の開設や、子育てガイドブックの発行を通じて、育児の情報提供を積極的に行っています。
この点については市民アンケートの結果、生活にお困りの保護者から「相談したかったが、抵抗があった。」「相談する窓口や方法がわからなかった。」というご意見をいただいております。また、就学前児童の保護者ほど「相談相手や相談場所がない」とする回答がみられました。
今後は周知啓発の手段を検討し、より多くの方が相談を受けられる体制をとる必要があります。
- 障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう、総合相談機関である「基幹相談支援センター」や「ふれあい相談室」を設置し、電話や来所での相談だけでなく、職員が自宅等に訪問しての相談も受け付け、より身近で専門的なきめ細かい相談ができるよう体制を整えています。ただし、市民アンケート調査ではこのような相談窓口の認知度が低い状態です。引き続き、手法を凝らして周知啓発に努めることが求められます。
- 誰もが自分らしく、安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、お互いの存在を認め合い、かけがえのない平等な存在として尊重しあう必要があります。日常生活の中で、基本的人権が侵されないよう人権擁護委員が、千葉地方法務局松戸支局などで人権問題の相談を受け付けています。
- 平成16年10月に千葉県が設置した「中核地域生活支援センター*」では、子ども、障害者、高齢者など対象者にとらわれず、24時間、365日体制で福祉に関する総合相談等を行い、地域で重要な役割を担っています。

- 女性は家事・育児・介護、男性は仕事という固定的性別役割分担意識や、ジェンダー意識により、女性も男性も自分らしさや人間関係などで生きづらさを抱えている現状があります。男女共同参画センターでは、女性・男性の悩みを受け止め、問題解決のためのお手伝いをする「ゆうまつどころの相談」を実施しています。

施策の方向性

○地域包括ケアシステムづくりの推進

- 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアの中心的な役割を担っています。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されており、それぞれ保健、医療、福祉や介護の専門性を生かして協働し、高齢者の総合相談窓口として、介護、介護予防、総合相談支援、権利擁護事業など高齢者の生活に関わる様々な相談に対応しています。

○地域住民に分かりやすい必要な情報を身近な相談窓口で提供

- 千葉県が設置した中核地域生活支援センターは、すべての市民を対象とした24時間体制の相談窓口業務を行っています。
- 子ども、障害のある人、高齢者、様々な状況にある人の身近な相談窓口を地域住民に周知し、それぞれの機関がお互いの役割を理解し、連携が図れるよう努めます。

○子育てに関する相談支援・情報提供の充実

- 市内3か所の親子すこやかセンターでは、保健師、助産師、社会福祉士が、妊産婦等からの様々な相談に応じます。
- およこDE広場、子育て支援センターでは、市が養成した子育てコーディネーターが、子育て支援に関するサービスの紹介や相談の窓口となります。
- 子育て情報サイト「まつどDE子育て」や「子育てガイドブック」を通じて、育児の情報提供を積極的に行います。

○基幹相談支援センターの設置

- 地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携強化しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときは、1人で悩まずに深刻化する前に気軽に相談する ○相談窓口に関する情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は地域への広報活動を行い、相談事業所の周知を図る ○松戸市社会福祉協議会「福祉なんでも相談」の開設を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口に関する情報の周知を効果的に行う ○相談窓口、支援機関の連携を強化する ○相談者のニーズに合った窓口を紹介し、つなぐ ○相談者の人材育成を図り、ソーシャルワーク機能を充実する

.....

コミュニティソーシャルワーカー：個人の自立生活支援を丁寧に取り組む一方で、生活基盤の整備に向けた地域資源の開拓や創設、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、福祉計画づくり、福祉サービス利用者や広範な市民の組織化、地域における総合的なサポートシステムの構築などを主な柱とした、個別支援と地域支援をつなぐ専門職です。

おやこDE広場：概ね0～3歳児を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。

子育て支援センター：就学前児童を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保育園で実施しています。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。

基幹相談支援センター：平成24年4月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、地域における相談支援体制の充実の取組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。

中核地域生活支援センター：千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

8. 多世代型地域包括ケアシステムの推進

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送れるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現し、高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるまちづくりを推進しています。地域住民が抱える課題は複雑化・複合化する中で、高齢者だけでなく複合的な課題を把握し必要な支援につなげる多世代型の対応が求められています。また、地域課題も高齢者分野に限らない複合的な課題も多く、多分野の視点から協議を重ね、共生の視点を持って地域の実情に応じた地域づくりを進めていき、多世代型地域包括ケアシステムを推進していきます。
- 一方、高齢化の進展により、独居高齢者の急増もあり、孤独死*など公的なサービスだけで解決の難しい課題にも直面しています。こうした課題を解決するためには、医療と介護の連携が必要不可欠です。そこで、医療と介護の連携を推進し、生活の支援体制の充実を図るため、市は平成 28 年度から松戸市医師会に委託し、市内 15 の日常生活圏域ごとに地域サポート医を配置し、地域包括支援センターやケアマネジャーを対象に、介護の専門職が抱える困難事例等に対して医療的、医学的見地から助言（相談支援）を行うとともに、必要に応じてアウトリーチ（訪問支援）を実施しています。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域における課題解決に向けた話し合いや地域づくり交流会を開催した他、高齢者の増加に伴う介護人材不足を解消するためにも、様々な主体による多様なサービス・支援を充実し、地域と共に考える生活支援体制の整備に取り組んでいます。
- 高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるように、高齢者個人に対する充実した支援とそれを支えるための社会基盤の整備を同時に行うことが重要です。この地域包括ケアシステムを構築するための手法として、地域ケア会議を開催しています。
- 地域の身近な相談窓口である「地域包括支援センター*」（高齢者いきいき安心センター）は、平成 29 年 4 月から、日常生活圏域（地域福祉推進地区）ごとに設置し、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が権利擁護、介護予防ケアマネジメント、介護・医療・福祉に関する総合相談などを行っています。また、高齢者だけではない複合的な課題を把握し必要な支援に繋げています。

- 併せて、市役所本庁内に直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、各圏域を担当する地域包括支援センターの総合調整や後方支援を実施し、高齢者施策全般や他の関連施策と密接に連携していきます。また、各地域包括支援センターの事業評価を実施し、介護保険運営協議会において実施状況を検証することにより機能強化を行っています。
- 高齢になっても健康で生きがい、役割を持って、暮らすことができるよう従来の機能回復訓練中心の介護予防ではなく、地域の中に生きがい、役割を持って生活できるよう居場所や出番をつくるなど活動的な状態をバランス良く維持するために社会参加を促す生活支援・介護予防を拡充していきます。特に地域の実情に応じた都市型介護予防モデルを開発するため、協定を締結した千葉大学予防医学センターとの共同研究を推進し、自立期間の延伸を目指します。
- 認知症についても、平成 27 年度より「認知症初期集中支援チーム」を設置するほか、平成 28 年度より「まつど認知症予防プロジェクト」を推進し、認知症の早期発見と予防、介護者支援について松戸市医師会、「認知症の人と家族の会」等の関係機関・団体、行政等が連携して、認知症施策に取り組んでいます。
- 市社協のたすけあいセンターでは、松戸市からの業務委託により、認知症の方を支援するオレンジ協力員（認知症サポーター）と、地域包括支援センターや認知症の方の受け入れ施設などの受け入れ機関とのコーディネート業務を行っています。認知症の方の支援活動を行うと介護支援ボランティア事業と同様にポイントがたまり、交付金や障害者施設の生產品と交換できます。

施策の方向性

○地域住民どうしの助け合い、支え合っていく仕組みづくりの推進

- 必要な公的サービスの提供体制を整備するだけでなく、制度で提供できないインフォーマルな生活支援サービスを地域住民どうしがお互いに助け合い、支え合っていく仕組みの整備に取り組んでいきます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの仕組みを理解する ○地域活動やボランティア活動に関心を持ち、自分に役立つ情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市社会福祉協議会は、生活支援を行う地域の助け合い活動の活発化を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「助け合い活動」を行う団体や市民のために、出前講座や勉強会等を実施する ○地域ケア会議の充実を図る

松戸市の日常生活圏域（地域福祉推進地区）



基幹型地域
包括支援
センター

市地域ケア会議（市レベル）

- ◎役割：市レベルの課題の解決
 - ・地域レベルでは解決できない課題
 - ・市全体で対応すべき課題
- ◎メンバー：関係団体・機関の代表等
- ◎事務局：松戸市（地域包括ケア推進課）
- ◎開催回数：年2回程度

↑ 地域レベルでは解決できない課題

地域包括ケア推進会議（地域レベル）

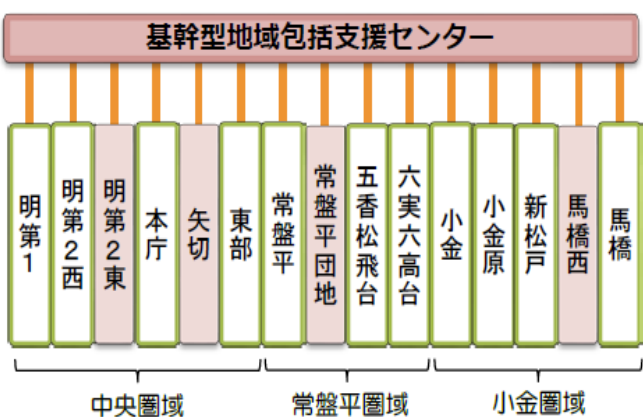
- ◎役割：地域レベルの課題の解決
 - ・個別事例の検討から把握された課題
 - ・地域の専門職・関係者が把握した課題
- ◎メンバー：地域の専門職・関係者・生活支援コーディネーター
地域包括支援センター（事務局）
- ◎開催回数：年2回程度

↑ 個別事例の検討から把握された地域レベルの課題

地域個別ケア会議（地域レベル）

- ◎役割：個別事例（困難事例等）の課題の解決
専門職への職務を通じたトレーニング（OJT）
- ◎メンバー：個別事例に関係する幅広い地域の専門職（医療・介護関係者以外も含む）・生活支援コーディネーターなど
地域包括支援センター（事務局）
- ◎開催回数：年4～6回程度

※ 地域包括ケア推進会議、地域個別ケア会議は、高齢者支援連絡会・2層ワーキングとの連携など、地域の実情に応じて開催。



総合調整
後方支援

※ 地域包括ケア推進会議、地域個別ケア会議は、高齢者支援連絡会との連携など、地域の実情に応じて開催。

松戸市地域ケア会議の役割（イメージ図）

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

9. 生活を守る権利擁護の普及

(松戸市成年後見制度利用促進基本計画)

現状と課題

- 平成12年からスタートした介護保険制度を皮切りに、福祉サービスは利用者本人が選り契約に基づいて利用するという仕組みに大きく転換が図られました。
- 平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、制度の利用促進を図るため、市町村においても成年後見制度利用促進基本計画を策定するよう努力義務が設けられました。
市は、本計画内で、成年後見制度の利用促進について示し、以て「成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけるものとします。
- 市内の専門職・関係機関に対し、地域課題の調査を行ったところ、成年後見制度に対して、「行為をすべて制限される」といった後見制度に対する誤ったマイナスイメージや「後見人がすべて判断する」といった誤った万能感など利用者側と支援者側の両者において制度の理解不足があります。制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、更なる制度の周知・啓発が必要です。
- 本市における市長申立て件数や成年後見人等報酬助成の件数は、増加傾向にあります。成年後見制度の利用が望ましいが、判断能力の低下により自ら申し立てることが困難な方や経済的困窮などの理由から制度利用が困難である方に対し、公的支援を継続していく必要があります。
- 市社協の生活相談課では、日常生活自立支援事業として、日常生活を送る上で、十分な判断ができない方（認知症高齢者、知的障害*のある人、精神障害のある人等）や、体の自由がきかない方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常生活の援助（金銭管理）等を行っています。
- 市では、令和2年度から権利擁護支援の中核となる機関として「松戸市成年後見支援センター」を市社協に委託いたしました。成年後見制度に関する相談受付や法律・福祉などの関係機関と専門職が協力して取り組めるような体制づくり、成年後見制度をより多くの人に知ってもらえるような啓発活動を行っています。

知的障害：知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。

施策の方向性

○権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 松戸市成年後見支援センターを地域連携ネットワークの中核機関とし、権利擁護に関わる支援者や専門職が協力・連携強化を協議する成年後見制度利用促進協議会の事務局を担います。
- 権利擁護支援が必要な方に対して適切な支援ができるよう、制度の正しい理解を目指した広報活動、多職種間における「チーム支援」の体制づくり、後見人への支援体制など、中核機関のあり方も含め、地域連携ネットワークの構築に向け、協議会で継続して検討します。

○成年後見制度の利用促進

- 本市では、経済的に費用負担が困難であっても成年後見制度が利用できるよう、本人または親族による申立て費用の助成や成年後見人等の報酬助成を行います。
- 市民に制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの作成や講演会の開催等普及啓発活動に取り組みます。

○担い手の発掘・育成方法の検討

- 地域で支える体制を目指し、法人後見の活動を支援する「市民後見協力員」の養成及び活動の支援を行います。
- 成年後見制度利用促進に伴う今後のニーズ拡大に備え、市民後見人等の担い手の発掘・育成・活用方法について、成年後見制度利用促進協議会において検討します。

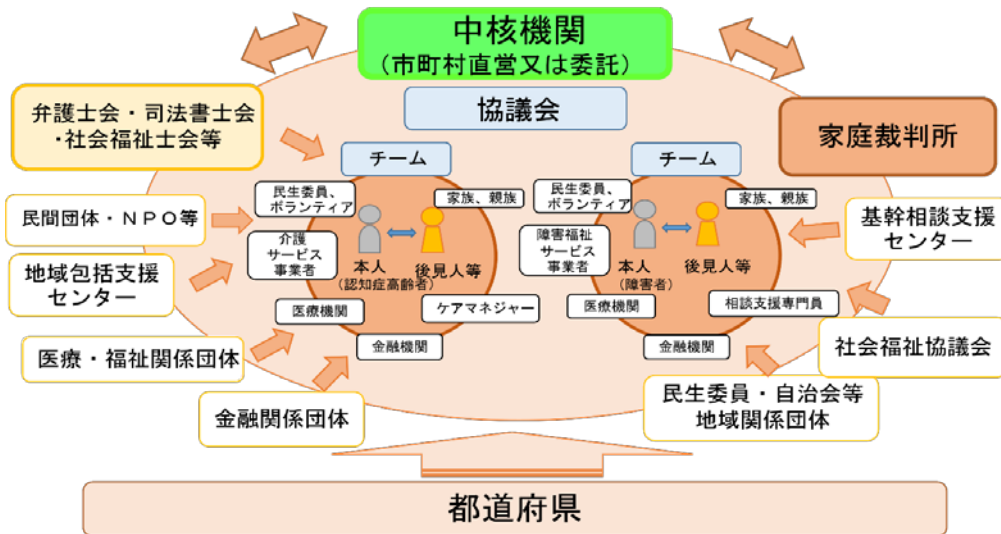
それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが安心して制度を利用できるように制度を正しく理解する ○成年後見制度に興味を持ち、研修会等に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協は、総合的な権利擁護の相談機関を担うための体制整備をする ○地域（共助）で福祉活動する人は、制度を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業を実施する ○親族による申立てが難しい場合は、法律に基づき市長による申立てを行う ○相談窓口等の周知や講演会などを開催し、制度について周知・啓発を行う

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な人が本人らしい生活を守るため、制度を利用することができるよう、相談窓口の整備や権利擁護支援の必要な人の発見、そして適切な支援につながる地域連携の仕組みのことであります。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という 3 つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素としています。



※令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備研修資料の一部を改編して作成

松戸市成年後見制度利用促進協議会について

令和2年度より、司法・福祉の専門職関係団体を構成員とし、オブザーバーとして家庭裁判所に参加いただき、松戸市の権利擁護支援の体制等について協議しています。

共通の目指す姿

安心してつながる 支え合いのまち まつど

目指す姿に向けて

- 誰もが安心して制度を利用できるように制度を正しく理解する。
- 自ら支援を求めることが難しい方も、周囲の支えや気付きによって支援に繋がるように地域社会全体で支え合う。

- 権利擁護の視点を重視し、早期のニーズ発見から支援までチームとして連携体制を確立する。
- 利用者や患者の意思の尊重、本人の意思に基づく生活の実現を図る。

市民

後見受任者

成年後見支援センター
 ・総合的な権利擁護の相談機関を担うための体制を整備する。
 ・意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築に向けて、地域連携ネットワークの中心を担う。

福祉・医療等の支援者

松戸市

- 権利擁護が必要となる課題には法律等の専門性が必要であることから、それらを活かした支援ができるよう、多職種間連携を実践し、本人の意思に基づく生活の実現を図る。

- ビジョンの提示・司令塔機能
- 公的なセーフティーネット（報酬助成等）

※令和2年度 第2回松戸市成年後見制度利用促進協議会資料

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

10. 生活困窮者の自立支援

現状と課題

- 経済的に困窮している人はその背景に失業、疾病、負債、社会的孤立等の様々な問題を抱えています。それらの問題が負の連鎖により深刻化し、自立した生活が困難になる前に、包括的・早期的に支援を行うため、平成 27 年 4 月 1 日、生活困窮者自立支援法が施行されました。本市においても、同日、相談機関として支援の中心となる「松戸市自立相談支援センター」を庁内に設置しました。
- 生活困窮者に対する支援は相談機能だけで達成されるものではなく、本市においては、離職後の就職活動期間中に住居を失う恐れのある人等に対する住居確保給付金事業、就労の準備ができていない人に対する就労準備支援事業、家計管理ができていない人に対する家計改善支援事業、住居がない人に対する一時生活支援事業、子どもの学校外の学習にかかる費用を捻出できない人に対する子どもの学習支援事業を実施し、相談者が抱える一つ一つの問題解決につなげています。
- 生活困窮者の抱える問題は多岐にわたるため、問題解決に資する相談やサービスを提供する行政機関・民間機関等が連携する必要があります。また、生活困窮者は社会的孤立や情報格差により支援につながりにくい傾向があり、生活困窮者と接する機会のある各種窓口やライフライン事業者等と連携が必要です。そのため、「松戸市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」の開催や、ライフライン事業者に自立相談支援センターのパンフレットを配布してもらう等、各種連携の推進を図っておりますが、今後更に連携を深めていくことが必要です。
- 生活困窮者が孤立したり、排除されたりすることなく、住みなれた地域の構成員として安心して幸せな生活を送れるよう、包み支え合うこと（ソーシャルインクルージョン）が重要です。
- 企業や家庭において不要になった食品（品質には問題のないもの）を引き取り、必要としている福祉施設や生活困窮者等に無償で提供する「フードバンク」の取り組みが、千葉県内においても始まっています。松戸市社会福祉協議会では、食品寄付の受付、食品配送をきっかけとした生活支援に協力し、フードバンクちばとの連携を図っています。また、令和 2 年 5 月に新型コロナウイルスへの対応の一環として「緊急フードドライブ」を実施した結果、2 日間で計 3,784 品もの食料品のご寄付をいただき、松戸市社会福祉協議会等に提供しました。

- 小学5年生・中学2年生を対象とした市民アンケートの結果から、フードバンクの利用率は1%未満であったことから、引き続き制度の周知啓発を行っていく必要があります。
- 令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。松戸市においても食品ロス削減推進庁内連絡会議を設置するとともに、その一環として生活困窮者支援フードバンクの普及啓発を行っています。

施策の方向性

○一人ひとりに合わせた支援

- 生活に困っている方は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題など様々な問題を複合的に抱えています。松戸市自立相談支援センターでは、それらの問題に一人ひとりに合わせた支援計画（プラン）を作成し、関係機関と協力しながら、自立に向けた支援を包括的、早期的に行います。

○支援に繋がりやすい体制の構築

- 関係団体と意見交換を行う会議、パートナー講座(出前講座)等を行い、市民への制度周知・制度理解を広げると共に関係機関との連携推進を図り、生活に困っている方が支援に繋がりやすい体制を構築します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不安や心配を抱えたら一人で悩まず、深刻化する前に相談する ○ 「松戸市自立相談支援センター」をはじめとして、生活困窮者自立支援制度の存在や役割を知る ○ フードバンクへの食料の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員をはじめ、地域住民等は地域の生活に困っている方に対して、「松戸市自立相談センター」を紹介、案内する 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりに合わせた支援を行い、生活困窮者自立支援制度の更なる充実を図る ○生活困窮者自立支援制度を広く市民に周知すると共に、関係機関との連携推進を図る ○ 「共助の基盤づくり業務」で実施する研修等により、共助の取り組みを活性化する。

.....

フードバンク：品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を寄付してもらい、必要としている人に無償で届けるボランティア活動です。

相談事例

事例 1)
ハローワークと連携した就労支援、住居確保給付金、緊急小口資金、家計改善支援事業の提案

○会社社めをしていたが、自己都合の理由で離職。雇用保険の手続きを済ませ就職活動をしているが、雇用保険が受給できるまでの生活費や家賃の支払いに困っている。

●「住居確保給付金/家賃給付」と「緊急小口資金/貸付」制度を利用し、家賃の支払いや生活費の不安が減少。自己流でやっていた就職活動も、ハローワークと連携した就労支援を受けることで視野が広がり、雇用保険受給中に早期就職することが出来た。今後は子どもの教育資金に困らないよう、妻が「家計相談」をしてもらうことになった。

事例 2)
就労準備支援事業の提案

○学校を卒業後、正社員で働いたことがなく、アルバイトをしても仕事や人間関係が上手くいかず長期間働いたことがない。今は実家で暮らしており生活費の心配はないが、親も高齢となり今後の生活が不安。

●自分が何をしたいのか、どこまで仕事ができるのか分からなかったが、適性検査を受けることで、好きなことと得意なことの違いに気が付くことができ、働くことに前向きになることが出来た。「就労準備支援」では、支援員さんと一緒に自分のペースで目標をたてたり、就労体験を通して自信を取り戻すことが出来た。今は週3日勤務だが、正社員を目指したい。

松戸市自立相談支援センター

所在地: 松戸市根本387番地の5
松戸市役所本館3階

電話: 047(366)0077

・開所日時: 平日 月曜から金曜(9:00 ~ 17:00)

・相談方法: 来所・電話・訪問

・FAX: 047(366)0550

・URL: <http://www.matsudo-shakyo.com>



受託先: 松戸市社会福祉協議会

松戸市 自立相談支援センター

こんな不安ありませんか？

失業 借金 住居 滞納

就職 将来 生活 ひきこもり

その他にも

**ひとりで悩まず
一緒に考えましょう！**

松戸市 自立相談支援センター とは？

経済的に困窮するおそれのある方の総合相談窓口です。生活困窮者自立支援法に基づき松戸市が実施しています。

お話を聞かせてください。

仕事が見つからず生活に困っている。
お金のやりくりがうまくいかない。
子どもを塾に通わせるお金がない。など幅広く相談を受け付けています。

あなただけの支援プランを作ります。

支援員が相談を受け、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プラン(自立支援計画)を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

適切につなぎます。

あなたの困りごとを解決するために、力を貸してもらえる専門機関や制度がたくさんあります。ご相談内容に応じて適切な機関等へのご案内を行います。

松戸市で実施している支援メニューの紹介

就職 住居 家計管理 子どもの学習 等をサポートします。

就労支援

就職活動、就労継続をサポート。

就労が可能な方に、ハローワークと連携して、応募前の適性検査、あなたの状況にあった働き方のアドバイス、履歴書・職務経歴書の添削、採用後の定着支援等を行い、経済的な自立を支援します。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行いません。

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わり不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムによって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計改善支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行いません。

子どもの学習支援事業

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣形成、仲間と出会う活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

1 1. 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上

現状と課題

- 日本経済が高度経済成長を経て低成長時代に入る頃から、核家族化、高齢化が進展し、社会福祉サービスの提供体制の様々な問題が生じ、保育、介護など福祉サービスの利用者のニーズも多様化する中、必要なときに身近な地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスを選択できる社会福祉改革が次々に行われました。
- 平成 10 年 6 月の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会では、「これからの福祉は、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活を送ることができるよう支援することにある」として、利用者とサービス供給者との対等な関係の確立、地域における福祉・保健・医療サービスの連携体制の整備、多様な提供主体による福祉サービスへの参入促進、適正な競争を通じた良質なサービスの効率的な提供など改革の方向性を示しました。
- 平成 12 年の社会福祉法改正は、「社会福祉事業の経営者に対し、提供するサービスへの利用者からの苦情の適切な解決」、「また自らが提供するサービスの質を自己評価等の措置を講ずるよう努めなければならない」とするとともに、国に対しては、第三者評価機関の育成等、社会福祉事業の評価の取り組みを支援するよう規定しています。
- 本市は、社会福祉法第 82 条の規定に基づき本市が提供する福祉サービスに係る苦情解決の仕組みを整備することにより、苦情に対する適切な対応を図り、もって福祉サービスの利用者の利益の保護及びその信頼の確保に寄与することを目的に、苦情解決体制として、苦情受付担当者や苦情解決責任者を設置しています。
- 総合的な高齢者の支援を行う地域包括支援センター、24 時間型のサービスが受けられる訪問看護事業所や訪問介護事業所、救急時対応する往診医や特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所施設、障害のある人や高齢者の参加や活動を促進し、介護家族の自己実現を促しています。
- 平成 25 年 4 月から社会福祉法人*の認可や監査等の権限が県から市へ移譲されました。
- 平成 27 年の社会福祉法改正によって、福祉サービスの担い手である社会福祉法人の改革と福祉人材の確保の促進と一体的に行うことにより、福祉サービスの供給体制の確保に取り組むことになりました。

施策の方向性

○地域包括ケアシステムを地域住民（市民）・地域も含めた連携体制で推進

- 予防的な視点に立ち、介護・医療・日常生活支援・住まいが提供されるようマネジメントし、地域住民(市民)・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域包括ケアシステムを推進していきます。

○第三者評価の啓発、情報提供等を促進

- 福祉サービス等の質の向上及び利用者の適切なサービス選択を支援するため、福祉サービス第三者評価、介護サービス情報の公表、地域密着型サービス外部評価の取り組みを推進していきます。
- 社会福祉事業者に対して第三者評価を受ける意義や苦情解決体制の啓発や利用促進、また利用者への情報提供などを進めていくことが必要です。

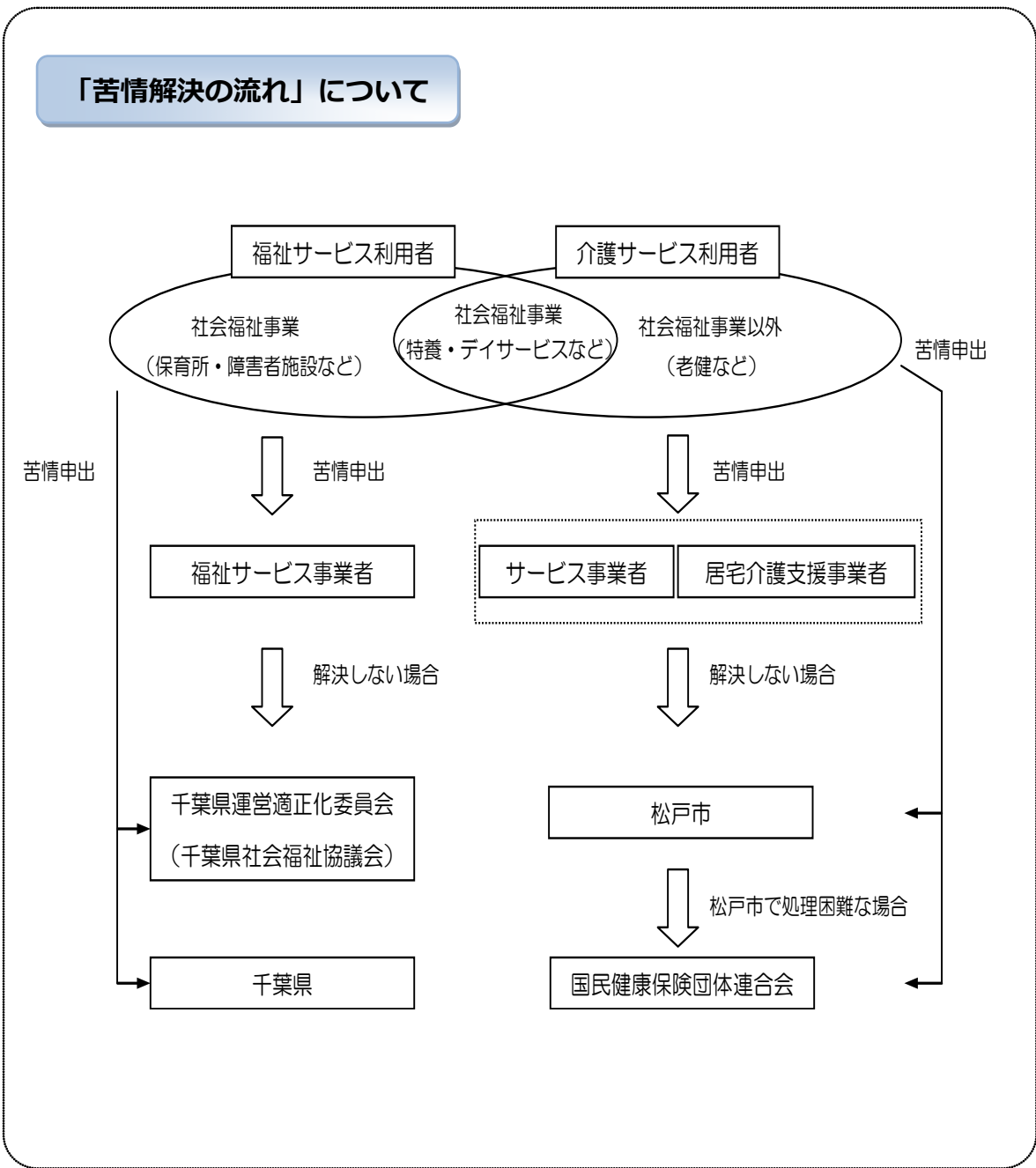
○第三者評価システム*・苦情解決制度の取り組みの維持

- 市においても福祉サービス施設を対象として、それに係る苦情解決の仕組みを導入し、適切なサービス利用または提供を支援しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○問題点や課題を意見表明する	○サービス提供者は苦情解決体制をつくる ○第三者評価を受ける	○苦情解決制度、第三者評価の周知等に努める ○千葉県による第三者評価システムの確立

第三者評価システム：サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

1 2. 誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現

現状と課題

- 我が国の自殺者数は、平成 10 年に一挙に増加して 3 万人を突破し、その後、平成 23 年まで 14 年間連続して 3 万人を超える状態が続きました。このような状況の下、国は平成 18 年 6 月に「自殺対策基本法」を制定し、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。さらに、翌 19 年には「自殺総合対策大綱」を策定し、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、平成 22 年度以降の自殺者は 10 年連続減少に転じました。
- しかし、令和 2 年に新型コロナウイルス感染症が流行したことで、多くの人のこころと身体、生活に影響がおよび、令和 2 年の自殺者は本市ではほぼ横ばいでしたが、全国的に増加しました。特に女性や若者で自殺者数の増加がみられます。
- 市では平成 31 年（2019 年）4 月に「松戸市自殺対策計画」を策定し、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指しています。
- 自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っていますので、「身近な人の変化」に気づき、声かけや見守りなどを地域ぐるみで行うことが大切です。市の取り組みとして市民向け講演会やゲートキーパー養成研修を行っています。多くの方に自殺に対する理解を深めていただき、「自殺は誰にでも起こりうる危機であり、その場合には誰かに援助を求めることが適当である」ということが地域の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。
- こころの健康を保つためには、周囲の人に相談することや、自分にあったストレス解消法を実践することが大切です。また、地域と関りを持ち、地域で活躍することは、生きがいや楽しみにつながります。

施策の方向性

○「松戸市自殺対策計画」の推進

- 「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指し庁内関係部署や関係機関と連携し、自殺対策事業と関連の深い各種施策との連動性を高めていくことにより、自殺対策の推進に取り組みます。
- 生活環境の変化を踏まえ、こころの健康づくりに関する情報発信や、相談窓口の周知等、市民への普及啓発に努めます。
- 講演会やゲートキーパー養成研修を開催し、こころの健康づくりと地域で見守る環境づくりを推進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○自分のこころの健康に関心を持つ ○悩んでいる人に気づいて声をかけ、相談先につなぎ、見守る 	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康に関する取り組みに努める ○見守り、声かけをする ○居場所づくりなどの地域活動を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○生きる支援につながるネットワークの強化 ○自殺対策を支える人材の育成 ○市民への啓発と周知 ○生きることの促進要因への支援（相談体制の充実、居場所づくり等） ○子ども・若者のこころの健康づくりの推進

「ゲートキーパー」について

身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。本市では自殺を防ぐため、市民の方を対象に平成 23 年度よりゲートキーパー養成講座を開催し、令和 2 年度末までに 2,100 人以上の方に受講していただいております。パートナー講座としてもゲートキーパー養成研修を位置づけており、更に見守りの目を増やしていきます。

第5章

基本目標2 自立と参加の促進

～参加と支え合いの福祉のまちづくり～

取り組み課題

- 1 制度ボランティア活動の推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 就労の支援
- 4 地域福祉推進のための担い手の育成【重点項目】
- 5 障害者の自立した地域生活の支援
- 6 当事者団体への支援



松戸市食育シンボルキャラクター
ぱくちゃん



【矢切の渡し】
昔から江戸川を渡るために使われている渡船。
映画などに数多く使われています。

第 5 章 自立と参加の促進

取り組み課題

1. 制度ボランティア活動の推進

現状と課題

- 社会福祉法第 4 条第 1 項では地域福祉推進の理念を定めており、①地域住民 ②社会福祉を目的とする事業を経営する者 ③社会福祉に関する活動を行う者の三者が相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないと規定されています。このように多様な主体の協働を進め、地域福祉ガバナンスを構築していくという視点が重要です。
- 地域のつながりが希薄化している中、身近な地域で生活に課題を抱えている人々や地域課題が見えにくくなっています。このような状況を早期に発見・解決していくために、行政と地域住民のパイプ役として、制度ボランティア*は大きな役割を担っています。
- 現在、本市では、個別の行政目的のために設置された、様々な委員が活動していますが、より多くの市民に理解し活用してもらうための情報の発信や、地域活動を円滑にするための、行政と制度ボランティアの情報の共有が求められています。
- 家族のあり方や地域社会が変容する中で、期待感の高さゆえの負担増、多忙さ、困難さからボランティア*への関心の高まりの一方で都市部に限らず、全国的に制度ボランティアのなり手不足が課題となっています。
- 地域の課題は、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを地域の力でその解決に向けて協力していくことが重要であり、地域における住民主体の課題解決力強化、相談支援体制のあり方が今、問われています。
- 他人事になりがちな地域づくりを地域住民が我が事として主体的に取り組む仕組みをつくる上で、制度ボランティアの活動環境が政策分野を横断して包括的に整備されることが必要です。
- 住民に身近な圏域で参加と支え合いのまちの実現には、地域に根付いてきた制度ボランティアの活動や近年、盛んになってきている NPO*等の市民活動とともに協働のまちづくりとして活性化させることが課題です。

制度ボランティア：行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員をはじめ、健康推進員、食生活改善推進員、地域防災リーダー、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。

施策の方向性

○制度ボランティアの資質の向上と活動促進

- 各制度ボランティアを中心に研修会や講演会、意見交換等を実施し、識見と意識の向上を目指します。
- 制度ボランティア、町会・自治会などと連携した地域活動を推進します。

○世代交代等が円滑にできる仕組みづくりの推進

- 仕事や子育て等で時間にゆとりがある方が少なくなり、担い手不足の問題や新たな人材を探すのに苦労している面もあります。これまで培ってきた経験や能力を活かし、地域との関係性を新たに構築することが期待されることから、定年退職された方への地域参加を促進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○地域で活動する制度ボランティアに積極的に相談する	○制度ボランティア、町会・自治会などの各種地域団体の連携	○研修会、講習会を開催する ○制度ボランティアの活動について、市民に周知する

制度ボランティアの活動内容

人権擁護委員とは

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人生まれながらにして持っている権利です。

人権は日本国憲法で、全ての国民に保障されています。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の人たちです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。



(人KEN あゆみちゃん と 人KEN まもるくん)

防災リーダーとは

防災活動は、地域での協力が最も重視されています。市内に大規模地震等の災害が発生した場合において、消火活動、被災者の救出、救護、その他の災害活動の迅速かつ効果的な実施に資するため、平成8年に松戸市地域防災リーダー制度が発足しました。平常時は、町会または自治会等に対し、訓練、研修等で習得した知識・技術の普及を図り、災害発生時は、地域住民と協力して、消火、救出、救護、避難誘導、避難所設置等を行います。現在900名前後が地域で活動しています。

防犯指導員とは

犯罪のない明るい社会で生活するためには、警察だけでなく地域の住民の一人ひとりが力を合わせて地域の安全活動に協力してもらってこそ、成果はあがります。そこで地域住民の地域安全活動を行う中心的役割を果たす指導者として「防犯指導員の制度」が生まれました。

防犯指導員は防犯協会、自治体、警察、その他関係機関と密な連携のもと、所属する防犯協会の地域で次のような活動を行っています。

- (1) 防犯パトロールの実施、(2) 広報、街頭キャンペーンの実施
- (3) その他地域安全思想の普及等



青少年相談員とは

青少年期は、将来社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であることから、家庭、学校、地域社会での適切な対応が望まれています。

そのためには、社会共同の連帯意識のもとで地域住民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動に当たる必要があることから、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の相談相手になり、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するための青少年相談員制度が千葉県でつくられました。

松戸市の青少年相談員で構成される松戸市青少年相談員連絡協議会では、こども祭り実行委員会への参画、キャンプ大会・スポーツ大会・親子手芸教室などの青少年を対象としたイベントの企画・運営の他、非行防止キャンペーン（子ども会・補導員との共催）や、コンビニエンスストアの有害図書調査（県主導で平成22年度に実施）など、非行防止・環境浄化活動にも携わり、青少年の健全育成に取り組んでいます。

松戸市内在住・在学の中学・高校・大学生に、ジャンルを問わず日頃練習に励んでいるパフォーマンスを披露する機会を提供するために、「ヤングパフォーマンス フェスティバル in まつど」を開催しました。歌やダンス、一輪車演技、ファッションショーなど、多彩なパフォーマンスが披露されました。

今後もこうした活動を継続していくために、活動の周知啓発や参加しやすい仕組みづくりを進めていきます。

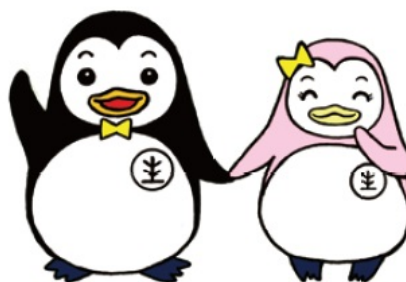


(平成24・26・27年度実施)

保護司とは

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間ボランティア)です。犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動等を行っています。

毎月、保護観察対象者が保護司の家を訪問(来訪)したり、保護司が対象者の家を訪問(往訪)したりします。そこで、保護司は、対象者の最近の生活状況等を話し合い、相談に応じて指導・助言を行います。



(更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん)

健康推進員とは

町会長・自治会長から推薦され、市長が委嘱した方々によって構成されています。市内15地区に分かれて、地域に密着した健康づくり活動を行っています。定例会や研修会で学んだ知識を地域の方々へお伝えする「健康づくり活動」を企画・実践しています。

食生活改善推進員とは

市民の食を通じた健康づくりのため、市から委嘱され、地域で料理講習会の開催、献立やリーフレットの配付など、望ましい食生活をすすめる活動をしています。

「毎日の健康は食事から！」を合言葉に「バランスのよい食事」「簡単野菜たっぷり料理」「カルシウムアップ料理」等、テーマにあわせた料理講習会を開催しています。参加者からの「家族にも好評だった」という声が、私たちの活動の励みです。



民生委員制度100年のあゆみ (松戸市民児協だより 愛の小鳩より)

民生委員制度100年のあゆみ

民生委員制度創設100周年記念 大会宣言

「民生委員児童委員は、常に地域住民の立場に立った活動を行っています。地域共生社会の実現に向けて、地域のつながり、地域の力を高めるために取り組んでいます。さまざまな課題を抱えた人々とともに、幅広い関係者、関係機関との連携、協力を一層進め、子どもたちや高齢者が健やかに育つことが出来るよう、子育てを応援する地域づくりに取り組みします。」

「民生委員、児童委員制度を守り、発展させていくために、活動に当たり、その理解を促すよう周知活動に取り組み、その理解を促します。」

平成二十九年七月九日
全国民生委員児童委員大会

- 29 民生委員制度創設100周年・児童委員制度創設70周年
- 29年 熊本地震発生
- 26年 民生委員・児童委員活動保護創設
- 23年 東日本大震災発生
- 19年 民生委員制度創設90周年
- 17年 障害者自立支援法成立
- 13年 児童福祉法改正、主任児童委員複数設置化実現
- 12年 民生委員法改正
- 9年 80周年活動強化の方策を策定
- 7年 民生委員、児童委員徳案に改正
- 6年 主任児童委員制度創設
- 元年 全国民生委員・児童委員連合会に改称
- 63年 「社会福祉士・介護福祉士法」成立
- 60年 「児童扶養手当法」成立(「いじめ」相談活動の充実)
- 59年 「社会福祉・医療事業法」公布
- 57年 「老人保護法」公布「障害者対策長期計画」の作成
- 56年 障害者の日「12月9日」決定
- 52年 「民生委員の日」制定(全市民児協)老人介護の実施調査 都市特養構想
- 48年 「老人医療無料化」制度実施
- 47年 世帯更生資金に「福祉資金」新設
- 46年 「児童手当法」施行
- 45年 「心身障害者対策基本法」公布・施行
- 42年 済世会総称制度 50周年
- 39年 「母子・寡婦福祉法」施行
- 38年 「老人福祉法」公布
- 36年 国民皆保険・若年者制度の発足「世帯更生運動」から「幸せを高める運動」
- 34年 第1回民生委員全国集会開催
- 32年 社会を明るくする運動実施 低所得者「医療貸付制度」開始
- 29年 民生委員・児童委員協議会を組織
- 26年 社会福祉事業法公布・児童養護制度・民生委員徳案制定
- 25年 新生活保護法
- 23年 「民生委員法」公布・施行
- 21年 「民生委員令」公布 全国方面委員から全国民生委員へ改称
- 13年 社会事業法公布(民間社会事業への助成入の途を開く)厚生省設置
- 12年 「母子保護法」公布
- 11年 「方面委員令」の公布 全国統一制度に
- 8年 「児童虐待防止法」「少年保護法」公布
- 7年 「救護法」実施、全日本方面委員連盟の発会式
- 4年 新公約救済制度「救護法」の公布
- 7年 大阪府(林市蔵知事)方面委員制度の誕生→全国に普及
- 6年 岡山県(笠井徳一県知事)5/12 済世顧問制度の誕生
- 8年 相模台に陸軍工兵学校開設
- 5年 流山→馬橋に流山鉄道開通
- 29年 熊本地震発生
- 28年 松戸市民生委員創設70周年
- 22年 民児協会長に平川茂光氏就任
- 19年 民児協会長に文入加代子女士就任
- 17年 包送支援センター設立
- 16年 民児協会長に田中周球氏就任
- 15年 松戸市民活動サポートセンターオープン
- 13年 民児協会長に酒井昭氏就任
- 10年 松戸市健康福祉会館(S・れあい22)開館
- 7年 民児協会長に清水保久氏就任
- 6年 松戸市高齢者保健福祉計画策定
- 5年 文化会館「森のホール」開館
- 2年 松戸市国際交流協会設立
- 63年 父子家庭医療費扶助開始
- 62年 ティーサービスの開始
- 59年 「愛の小鳩」創刊/火災警報貸与事業開始/「世界平和都市」宣言
- 58年 松戸市福祉タクシー利用開始
- 57年 民児協会長に佐藤典氏就任
- 56年 松戸市民児協3部会構成、婦人児童、老人、身障者対策部会
- 55年 松戸市災害見舞金支給開始「あおぞら」運営
- 52年 民児協会長に小山清氏就任
- 51年 総合福祉会館、青少年会館馬橋開設
- 48年 松戸市役所ながい巻課、おせい課、しあわせ課
- 46年 松戸市母子保健推進制度、遺児手当支給開始
- 45年 松戸市民生・児童委員協議会規約制定
- 44年 松本清市長すくすく課誕生/松戸市保育手当支給
- 43年 民児協会長に中台隆治氏就任
- 42年 松戸市少年センター開設
- 41年 民児協会長に栗山清吉氏就任
- 40年 松戸市民会館完成
- 38年 市立北松戸保育所完成
- 35年 松戸市旧市役所(現伊勢丹)で心配ごと相談所開設
- 34年 松戸市新庁舎完成/民児協会長に鈴木岩次郎氏就任
- 29年 松戸市政協力員制度発足
- 27年 松戸市社会福祉協議会設立
- 21年 松戸市民生委員55名誕生、初代民生委員会長に相川太郎氏就任
- 16年 松戸町・高木村・馬橋村と合併し市制施行
- 14年 松戸保健所完成
- 2年 千葉県「方面委員設置規定」公布(千葉県民生委員誕生)

全国のあゆみ

- 36年 国民皆保険・若年者制度の発足「世帯更生運動」から「幸せを高める運動」
- 34年 第1回民生委員全国集会開催
- 32年 社会を明るくする運動実施 低所得者「医療貸付制度」開始
- 29年 民生委員・児童委員協議会を組織
- 26年 社会福祉事業法公布・児童養護制度・民生委員徳案制定
- 25年 新生活保護法
- 23年 「民生委員法」公布・施行
- 21年 「民生委員令」公布 全国方面委員から全国民生委員へ改称
- 13年 社会事業法公布(民間社会事業への助成入の途を開く)厚生省設置
- 12年 「母子保護法」公布
- 11年 「方面委員令」の公布 全国統一制度に
- 8年 「児童虐待防止法」「少年保護法」公布
- 7年 「救護法」実施、全日本方面委員連盟の発会式
- 4年 新公約救済制度「救護法」の公布
- 7年 大阪府(林市蔵知事)方面委員制度の誕生→全国に普及
- 6年 岡山県(笠井徳一県知事)5/12 済世顧問制度の誕生

松戸市のあゆみ

- 29年 民生委員制度創設100周年・児童委員制度創設70周年
- 29年 熊本地震発生
- 26年 民生委員・児童委員活動保護創設
- 23年 東日本大震災発生
- 19年 民生委員制度創設90周年
- 17年 障害者自立支援法成立
- 13年 児童福祉法改正、主任児童委員複数設置化実現
- 12年 民生委員法改正
- 9年 80周年活動強化の方策を策定
- 7年 民生委員、児童委員徳案に改正
- 6年 主任児童委員制度創設
- 元年 全国民生委員・児童委員連合会に改称
- 63年 「社会福祉士・介護福祉士法」成立
- 60年 「児童扶養手当法」成立(「いじめ」相談活動の充実)
- 59年 「社会福祉・医療事業法」公布
- 57年 「老人保護法」公布「障害者対策長期計画」の作成
- 56年 障害者の日「12月9日」決定
- 52年 「民生委員の日」制定(全市民児協)老人介護の実施調査 都市特養構想
- 48年 「老人医療無料化」制度実施
- 47年 世帯更生資金に「福祉資金」新設
- 46年 「児童手当法」施行
- 45年 「心身障害者対策基本法」公布・施行
- 42年 済世会総称制度 50周年
- 39年 「母子・寡婦福祉法」施行
- 38年 「老人福祉法」公布
- 36年 国民皆保険・若年者制度の発足「世帯更生運動」から「幸せを高める運動」
- 34年 第1回民生委員全国集会開催
- 32年 社会を明るくする運動実施 低所得者「医療貸付制度」開始
- 29年 民生委員・児童委員協議会を組織
- 26年 社会福祉事業法公布・児童養護制度・民生委員徳案制定
- 25年 新生活保護法
- 23年 「民生委員法」公布・施行
- 21年 「民生委員令」公布 全国方面委員から全国民生委員へ改称
- 13年 社会事業法公布(民間社会事業への助成入の途を開く)厚生省設置
- 12年 「母子保護法」公布
- 11年 「方面委員令」の公布 全国統一制度に
- 8年 「児童虐待防止法」「少年保護法」公布
- 7年 「救護法」実施、全日本方面委員連盟の発会式
- 4年 新公約救済制度「救護法」の公布
- 7年 大阪府(林市蔵知事)方面委員制度の誕生→全国に普及
- 6年 岡山県(笠井徳一県知事)5/12 済世顧問制度の誕生
- 8年 相模台に陸軍工兵学校開設
- 5年 流山→馬橋に流山鉄道開通
- 29年 熊本地震発生
- 28年 松戸市民生委員創設70周年
- 22年 民児協会長に平川茂光氏就任
- 19年 民児協会長に文入加代子女士就任
- 17年 包送支援センター設立
- 16年 民児協会長に田中周球氏就任
- 15年 松戸市民活動サポートセンターオープン
- 13年 民児協会長に酒井昭氏就任
- 10年 松戸市健康福祉会館(S・れあい22)開館
- 7年 民児協会長に清水保久氏就任
- 6年 松戸市高齢者保健福祉計画策定
- 5年 文化会館「森のホール」開館
- 2年 松戸市国際交流協会設立
- 63年 父子家庭医療費扶助開始
- 62年 ティーサービスの開始
- 59年 「愛の小鳩」創刊/火災警報貸与事業開始/「世界平和都市」宣言
- 58年 松戸市福祉タクシー利用開始
- 57年 民児協会長に佐藤典氏就任
- 56年 松戸市民児協3部会構成、婦人児童、老人、身障者対策部会
- 55年 松戸市災害見舞金支給開始「あおぞら」運営
- 52年 民児協会長に小山清氏就任
- 51年 総合福祉会館、青少年会館馬橋開設
- 48年 松戸市役所ながい巻課、おせい課、しあわせ課
- 46年 松戸市母子保健推進制度、遺児手当支給開始
- 45年 松戸市民生・児童委員協議会規約制定
- 44年 松本清市長すくすく課誕生/松戸市保育手当支給
- 43年 民児協会長に中台隆治氏就任
- 42年 松戸市少年センター開設
- 41年 民児協会長に栗山清吉氏就任
- 40年 松戸市民会館完成
- 38年 市立北松戸保育所完成
- 35年 松戸市旧市役所(現伊勢丹)で心配ごと相談所開設
- 34年 松戸市新庁舎完成/民児協会長に鈴木岩次郎氏就任
- 29年 松戸市政協力員制度発足
- 27年 松戸市社会福祉協議会設立
- 21年 松戸市民生委員55名誕生、初代民生委員会長に相川太郎氏就任
- 16年 松戸町・高木村・馬橋村と合併し市制施行
- 14年 松戸保健所完成
- 2年 千葉県「方面委員設置規定」公布(千葉県民生委員誕生)

児童憲章 前文

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める

児童は、人として尊重される
児童は、社会の一員として尊重される
児童は、よい環境をかかて育てられる

民生委員児童委員信条

「わたくしらは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます」

「わたくしらは、常に地域社会の実情を把握することに努めます」

「わたくしらは、試金石をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自らの経験に努めます」

「わたくしらは、すべての人々と協力し、明確で健全な地域社会づくりに努めます」

「わたくしらは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます」

3 松戸市民児協だより 平成29年10月1日発行 第55号

愛の小鳩

愛の小鳩

松戸市民児協だより 平成29年10月1日発行 第55号 2

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員、主任児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じており、その課題が解決できるように行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」として活動しています。

松戸市では、18地区で民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。(定数540人、うち主任児童委員36人) 民生委員制度は、大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まり、平成29年は民生委員制度創設100周年を迎えました。

また、松戸市民生委員児童委員協議会も創設から70年を超える歴史があり、地域福祉増進のために幅広い活動を行っています。



(民生委員制度創設100周年シンボルマーク)

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題 2. 生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習の理念とは、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することによって、その生涯にわたって豊かな人生を送ることに資する社会の実現が図られなければならない」というものである。生涯学習は、生涯を通じて行われます。
- 今後は、生涯学習の推進を図るため、生涯学習の機会を増やす傾向があります。
- 本取り組み課題を削除し、目的が同一である取り組み課題4「地域福祉推進のための担い手の育成」へ統合する。会館等の充実、施設サービスの提供
- まなびのまちづくりの推進に関する課題をテーマとして、生涯学習の機会を増やす傾向があります。
- 自らの学習成果を発表できる機会を支援していくことや、生涯学習を通してのまちづくりや、ひとづくりを考えた環境整備が課題といえます。
- 家庭の教育力支援の一環として学校等で実施している家庭教育学級は、学校と連携しながら、保護者が家庭教育のあり方について学年の枠を超えて話し合い、交流することで、豊かな人間関係づくりを基盤とし、自主的、集団的、継続的な学習の場として開催されています。今後は、より参加の機会を増やすための情報発信や活動しやすいような、施設サービスの提供、また、自らの学習成果を発表できる機会を支援していくことや、生涯学習を通してのまちづくりやひとづくりを考えた環境整備が課題といえます。

- なお、令和2年8月には、新しい取り組みとしてソーシャルメディア「YouTube」を活用したオンライン配信講座「Jazz を学ぼう～ジャズの魅力 3つのポイント～」を開催しました。
- 市民意識調査結果として、「学習活動の成果が地域社会に活かされている」と答えた市民が約6割となっています。引き続き、学習活動が地域に活かされる場を提供していくことが重要です。

施策の方向性

○高齢者の参加を		参加を
➤		かすな
➤		れてい
○参加者の	本取り組み課題を削除し、目的が同一である取り組み	テーマ*
➤	課題4「地域福祉推進のための担い手の育成」へ統合	育関係
➤	する。	参加機
		ること

そ

個人	役割
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動に参加する ○生涯学習の成果を地域活動で生かす ○自分の持っている知識や経験を生涯学習の場で生かす 	<p>催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自発的な学習活動と社会教育関係団体の活動の推進 ○学校・家庭・地域と連携した家庭教育支援の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習・地域活動のコーディネート(ファシリテーター*や、アドバイスの知識を習得できる講座を開設) ○生涯学習情報の提供(生涯学習システムの稼働)

成人講座：この講座は「学習のきっかけづくり」「新しい仲間作り」を目指して、さまざまな講座を実施しています。
 市民大学講座：この講座は現代社会のさまざまな課題を、地元大学とも連携をとりながら取り上げています。
 まつど生涯学習大学：あらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60歳以上の皆さんの自己の充実と地域での活躍を応援するものです。
 生涯学習情報システム(まつどまなびいねっと)：松戸市内のさまざまな生涯学習に関する団体の情報を登録しているインターネット上の情報サイトです。
 ファシリテーター：参加者の学びやチームの成長を促進するよう、話し合いに対して中立な立場を保ちながら話し合いに参加し、調整・支援する人です。(=進行役)

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

3. 就労の支援

現状と課題

- 就労は、経済的な安定を得るだけでなく、やりがいや生きがいを得ることができる社会参加の基本となる活動です。障害のある人が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できるよう、関係機関と連携し、就労支援や職場実習・雇用に対する助成、企業への障害者雇用の働きかけを行い、就労機会の拡充及び就労環境の整備を図ります。
- 市民アンケート結果（後期基本計画H29）で、将来の生活や家計に不安になったり、心配になったりする人の割合は、50.9%に昇ります。将来への不安が安心して暮らせるまちづくりへのリスクとなっていることが伺えます。雇用情勢の悪化から働く人の生活水準が低下し、雇用に関するセーフティネット機能に高い関心が集まっています。非正規社員が正規社員と同じ仕事をする雇用の形態が進み、若年非正規社員が増加し、社会問題となっています。
- 本市の失業率は全国より低いものの、20歳代では高い水準となっています。そのような状況の中で、若年非正規社員や未就労の若年者に対する就労支援が求められています。地元で就職を希望する求職者と市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」の開催や、職業能力向上及び技術習得にむけての講座における受講料の助成を行います。その他、「まつど地域若者サポートステーション」を設置し、15歳から49歳迄の「人間関係でつまずいて働くことが不安」や、「ブランクがあって次の一歩が踏み出せない」など、働きたくても一歩が踏み出せなくなっている方のための就労支援を行っています。
- 高齢者の方々が、住み慣れた地域や家庭において自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって、生涯を過ごす支援を行うシニア交流センターには、高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実、社会参加を図ることにより、高齢者の経験や能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたシルバー人材センターがあります。

- 市役所本館1階にて、市社協の無料職業紹介所が生活相談、就業斡旋を行っています。相談者数は、年々増加しており、生活困窮者や生きがい対策としても、ニーズが高くなっていることから、平成29年度から高齢者に限らず幅広い対象で事業を行っています。
- 結婚や出産を機に仕事をやめたために再就職が難しくなっている女性に対する就労支援や、継続して働く意思のある高齢者が増えて行く現状の中で、働きたい高齢者が働ける場を確保することや、障害のある人の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実等が課題となっています。

- 就労を望む女性の希望が叶えられるよう、男女共同参画センターでは「まつど女性就労・両立支援相談」を実施しており、キャリアカウンセラーが一人一人のお話を聞いて仕事をしたい女性たちを支援しています。家事・育児・介護などとの両立を図るための情報提供やハロー



(まつど女性就労・両立支援相談の様子)

ワークとの連携による仕事の紹介など個々のライフスタイルに合った就労ができるよう、再就職と就労継続、起業等の相談を行っています。また、「女性活躍推進講座」を開催し、働くためのきっかけづくりや、起業、キャリアアップを考えている女性に対する支援を行っています。なお、松戸市の女性の就業割合は平成29年度で約7割となっており、年々高まっていることから引き続きサポートしていくことが求められています。

- ひとり親家庭への就労支援は、ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、専門の相談員が就労相談を行うとともに、介護などの資格取得のための講座の費用助成、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の費用助成、看護師などの資格取得のための養成機関に就学している間の助成金の支給などを行っています。また、市民アンケートの結果、ひとり親（母親）の就労状況としては生活にお困りの世帯ほど非正規での雇用率が高くなっています。このことから、正規雇用を増加させると同時に子育て支援策や子育てに対する理解を促進していくことが求められます。

- 障害のある人、高齢者等、社会的支援を必要とする人々へ合わせた窓口を設け、きめ細かい支援を行うことが重要です。市では、障害のある人の就労相談に対する窓口を障害者就業・生活支援センターに委託するとともに、職場定着支援を強化するため、2事業所に松戸市ジョブコーチの派遣を委託しています。事業内容としては、雇用されている障害者本人またはすでに障害者雇用をしている事業主から相談を受け、実際に職場へ訪問し、両者が安心して雇用関係が継続できるよう、職場環境改善の助言や提案など様々な支援を行っています。
- 生活困窮者に対しては、市役所本館3階の松戸市自立相談支援センターにおいて、就労支援を行っています。
- 「ジョイントワーク松戸」では、松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者に対する一体的な就労支援を実施しています。

「シルバー人材センター」について

シルバー人材センターは、社会参加の推進と生きがいの充実を目的に、健康で働く意欲のある高齢者に仕事を提供しています。仕事は、企業・家庭・公共団体等から引き受け、会員に提供します。提供された仕事に就いた場合、会員がその仕事を請け負う（再請負）、又は任せられたこと（再委託）になります。会員は、通常ローテーションで就業します。仕事は会員自身の裁量で選び、会員が働いた仕事量に応じて、シルバー人材センターが『配分金』を支払います。月2回、入会説明会を旭町のシニア交流センターで行っています。



施策の方向性

○若者の就労支援の実施

- 就職サポート事業「まつど合同企業説明会」を開催し、雇用のミスマッチの解消を図ります。
- 「まつど地域若者サポートステーション」を設置し、15歳から49歳までの若年無業者への就労支援をいたします。
- 本市のホームページ「Let'sまつど」での求人・求職情報の提供をします。

○高齢者の就労
<ul style="list-style-type: none"> ➢ シルバー人材センターや市社協の無料職業紹介所を支援します。また、高齢者が意欲と能力に応じて就業できる機会の確保を図るため、無料職業紹介所とハローワーク*が連携し、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。
○障害のある人の就労及び定着支援（企業、事業所へ働きかけ）
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 多様化する事業主及び障害のある人の就労に対するニーズに対応できるように、松戸公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等と連携し、障害のある人の就労相談や職場定着支援などの支援体制の強化を図ります。 ➢ 企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により、企業の障害のある人の雇用を促進します。
○ひとり親家庭への支援を総合的に展開
<ul style="list-style-type: none"> ➢ ひとり親家庭の経済的自立を図ることを目的に、就労や子育て支援事業情報の提供を総合的に展開していきます。
○女性の就労支援の実施
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 男女共同参画センターでは、「まつど女性就労・両立支援相談」を実施し、就労を望む女性が個々のライフスタイルにあった働き方ができるよう、キャリアカウンセラー等が子育てや介護などの情報提供等を行いながら、再就職・就労継続の支援を行うとともに、働くことについて考える講座等を行っています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○社会参加への意識を持つ	○事業者は法定雇用率*を守る ○事業者は働く男女の家庭生活などに配慮した就業環境の整備	○求人、求職情報の提供 ○総合的な支援体制の整備

◆対象者別の就労相談（相談窓口など）

対象者	名称	内容
若者	まつど地域若者サポートステーション	15歳から49歳までの若年無業者への就労支援
	まつど合同企業説明会	地元で就職希望者と企業の出会いの場を提供
	Let'sまつど（ホームページ）	求人・求職情報のサイト
高齢者	シルバー人材センター	シニア交流センターで高齢者の経験を生かし、活力ある地域社会づくりに寄与
全て	労働相談	勤労会館 毎週月・木 17時～20時に実施
	無料職業紹介所	生活相談に応じながらハローワークや企業と連携した職業斡旋
障害者	ビック・ハート松戸	新規に就労を希望する人や就労中の人、その家族、関係者、事業主等の相談や支援を実施
子育て期	ハローワーク松戸マザーズコーナー	子育てをしながら就職を目指すママ＆パパの仕事探し、就職活動を応援
ひとり親	ひとり親家庭就労相談	子育て支援課で就労や子育て支援情報の提供を総合的に展開
女性	まつど女性就労・両立支援相談	個々のライフスタイルに合う働き方のための情報提供と相談
生活保護受給者、 児童扶養手当受給者、生活困窮者	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者に対する一体的な就労支援を実施しています。

ハローワーク：厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的に行います。

法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。（平成30年度より精神障害者も法定雇用率の算定対象。）

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題【重点項目】

4. 地域福祉推進のための担い手の育成

現状と課題

- 少子高齢・人口減少社会の到来により、多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。また地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まったことで孤立し、誰にも相談できずに課題が深刻化しているケースが増えてきています。そこで、人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められます。
- そのため、市内全域を一つの共同体としてとらえ、人との交流や社会的なつながりが自分自身の健康にも深く関係することを理解しながら、仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を、身近な地域で生かす機会を得て、誰もがそれぞれの立場に応じ、可能な限り他人の問題を自分のこととして考える「我が事」として地域活動への参加を促進することが重要です。
- 本市では、令和2年1月に町会・自治会や民間企業、福祉関係機関等に対するアンケート結果を取りまとめた「第3次松戸市地域福祉計画に関連する地域団体の取り組みの把握結果」を作成しました。その結果、多くの団体が高齢化による従事者・後継者不足や活動資金・活動場所・周知啓発活動の不足等を問題視しており、それらに対する行政からの支援を必要としている状況であることがわかりました。
- 市民アンケートの結果、市民活動（地域活動、NPO活動、ボランティア活動）に参加している人の割合は約3割、参加していない人は約7割となっています。また、今後参加したいかについては、「参加したい」が約4割、「参加したくない」、「わからない」が約6割となっています。
- 市民活動に参加したことがない理由として、「きっかけや機会がない」が約5割、「忙しくて時間がない」が約4割、「興味や関心がない」が約2割となっています。参加して良かったことについては、「友人を得ることができた」、「異年齢、異業種の人などと交流ができた」が約4割となっており、参加していやだと感じていることについては、「自分の都合のつく時間に活動できない」、「会員の中で限られた人だけが活動している」、「団体の事務など特定の人に負担がかかる」が約2割となっています。
- 郷土の歴史文化や地域の課題など様々な生涯学習講座により、市民の自主的な学びを支援し、自立した地域の担い手となるような人材育成を行っています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域での活動に参加する ○地域における生活課題について共通の認識を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する ○行政と連携した講座の企画、運営 ○社会福祉協議会、NPO* などによる地域福祉の人材の発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の情報の積極的な提供 ○公民館事業の推進 ○シニア交流センターの周知と活用 ○千葉県生涯大学校との連携と活用 ○市民活動に関する相談事業

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

5. 障害者の自立した地域生活の支援

現状と課題

- 誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせることが求められています。障害のある人もない人も、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会を形成していく必要があります。
- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、同年12月には国連で「障害者権利条約」が採択されました。その基本的視点としては、障害のある人を「権利の主体」である社会の一員としてとらえ、基本的人権の尊重を求めるものになっており、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されました。また、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法という）がスタートし、更に平成25年4月からは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法という）が施行されました。このように、障害のある人を取り巻く制度や仕組みはかつてないほど大きく変化しています。
- 本市では、令和3年3月に「第3次松戸市障害者計画・第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画」を策定しました。障害のある人との交流の場や機会の拡大をはじめとする市民の相互理解の促進、障害のある人の雇用及び就労の支援、公共施設のバリアフリー*化や各種制度及び障害福祉サービスの充実など、障害のある人が、地域社会で安心して暮らせる環境づくりが求められています。「お互いに個性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現」「自分らしく生きがいのある生活の実現」「安心して暮らせるまちの実現」を基本目標に掲げ、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現を目指しています。
- 基幹相談支援センターでは、障害のある人とそのご家族などが抱えている不安や課題などをお聞きし、一緒に解決するための支援を行っています。相談支援専門員向けのスキルアップ研修を実施して対応の向上を図るとともに、地域の相談支援体制の強化を図るため、地区の相談支援事業者に対し、相談支援実務に関する専門的な指導及び助言を行っています。

- 市民アンケートの結果、「今までに障害のある人と日常生活の中でふれあう機会」について、「家族や親戚に障害のある人がいる・いた」や「職場で一緒に働いている・働いた」などという回答が多く、「ボランティア活動」や「地域の行事」などで「知り合った」と回答した人は10%でした。障害のある人との交流をさらに広めていくためには、ボランティア活動や地域の行事へ障害の有無を問わず積極的に参加する仕組みを作っていく必要があります。

施策の方向性

○就労支援・雇用の促進、障害福祉サービス事業所の充実、情報伝達・移動手段整備などの支援

- 障害があっても、地域社会の一員として、生き生きと安心して暮らしていけるよう、相談支援体制の充実、企業や関係機関の連携による雇用及び就労の支援のほか、本人や保護者の意向を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた障害福祉サービスの充実など、地域で暮らすための社会資源のさらなる充実を図ります。

○相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターCOCO*の充実

- 地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会のイベント等に障害のある人を積極的に勧誘し、交流する ○地域に障害のある人がいることが当たり前という認識を持つようにする ○親子で障害のある人について話す機会を作るようにする ○ボランティア*活動に興味・関心をもち、積極的に参加する ○障害のある人とふれあう努力をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次松戸市障害者計画・第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画」の推進

障害者施設の自主生産品販売の支援について

障害のある人の社会参加と市民の障害のある人に対する理解を深めることを目的として、市内の障害者施設で自主生産される製品などの展示即売会を行っています。毎月、市役所の通路で「市内福祉ショップ」を開催するほか、「ふれあいフェスティバル」等の障害者週間に関連したバザーを実施しています。ぜひ一度、お立ち寄り下さい。



第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

6. 当事者団体への支援

現状と課題

- 高齢者、障害のある人、子ども、子育て中の方などそれぞれの暮らしの中での不安や悩みが多様化し、それぞれの悩みが周囲には理解されず一人で抱え込んでいる方も少なくありません。
- 当事者団体は、このような同じ悩みを抱える方たちが経験を共有し、問題解決に向けて支え合うための自主的な活動を行っています。同じ体験を持つ当事者の立場から気持ちを受け止め、分かち合い、情報を提供し合うことは自立した生活や社会参加を促す上では重要な役割を持っています。
- 当事者団体には、「認知症の人と家族の会」や「精神障害者家族会」、「手をつなぐ育成会」のように全国組織を持つものや、地域の小さな自助グループなどがあり、その規模や活動はさまざまです。
- 男女ともに生き生きとその人らしく地域で暮らしていくためには、男女共同参画の視点で、様々な分野での取り組みを進めていくことが不可欠です。市は、男女共同参画社会の形成という目的を持った活動を行なっている「男女共同参画推進団体」へ情報提供や支援を行いながら、連携して事業を行っています。
- 団体の新たな担い手を増やすためには、団体の存在や活動内容の周知を図ることが必要となります。中でも、ピアカウンセリング*は、同じような立場に立ったことのある人から、実感のこもったアドバイスや相談が受けられることで、地域での自立・参加の促進につながります。本市では、団体活動の支援や周知のための広報活動の支援を行っています。

ピアカウンセリング：同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相談に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。

施策の方向性

○ 住みやすい社会を実現

- 介護者等を対象とした集い、障害者関係団体、子育ての自主グループなど様々な団体において、できるだけ多くの人に参加するように、協力していきます。
- 当事者団体との意見交換の機会を増やすことが望めます。

○ピアカウンセリングの有効性についての認識

- ピアカウンセリングは同じ課題を抱える人同士が日常生活の中で起こる出来事や、生活するにあたっての問題等を一緒に考えて話し合います。
- より多くの人が利用できるように認知度を高めることが望めます。
- 仲間が集い、解決に向けて取り組みが結びつくよう相談機関を中心にピアカウンセリングの活動情報の収集に努め、情報の提供に取り組んでいきます。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○当事者への理解と受け入れ	○情報の提供と活動の支援

「認知症の人と家族の会」について



毎年9月21日は世界アルツハイマーデー（9月はアルツハイマー月間）です。

認知症の人と家族の会とサポーターが集まって、道行く人に声をかけます。全国で300万人を超えているとされている認知症ですが、いまだに誤解と偏見が多くて、早期の対応を妨げています。

「認知症の人と家族の会千葉県支部」は、つどい、支部報の発刊、相談電話（ちば認知症コールセンター）などを通して広く啓発活動を展開しています。これからも介護者ならではの視点で、様々な情報を発信していきます。

第6章

基本目標 3 支え合い共に生きるまちづくり

～独りぼっちをつくらない、顔の見える地域に～

取り組み課題

- 1 ボランティア活動・NPO活動への支援
- 2 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化
- 3 地域での支え合い活動の推進
～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》
- 4 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止【推進項目】
- 5 地域での交流・ふれあいの場づくり
- 6 子ども・子育て支援



【柳原水閘】
1904年に作られたレンガ造りの水門で、土木遺産に認定されています。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

1. ボランティア活動・NPO活動への支援

現状と課題

- 地域では、社会福祉協議会や町会・自治会の活動に加え、多様な分野で社会貢献活動を行うボランティア*や、目的に賛同する自発的なメンバーで構成されたNPO*が、積極的に地域福祉活動を展開しています。その活動が、地域社会から広く認知・信頼され、様々な主体がお互いの強み、弱みを補完し合い、地域に理解され定着することが求められています。
- 本市には、ボランティア*やNPO活動の拠点として、矢切の総合福祉会館内に「まつど市民活動サポートセンター」と市社協の「ボランティアセンター」があり、「まつど市民活動サポートセンター」が、地域課題の解決に取り組む市民活動を支援し、広く分野や領域を超えた参画と協働を推進し、「ボランティアセンター」は、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティア保険の受付・登録、ボランティアに関する相談業務を行い、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っています。しかしながら、令和元年度に実施した協働のまちづくりに関する意識調査の結果、「まつど市民活動サポートセンター」の認知度としては「知らない」が約8割となっていることから、引き続き、周知啓発により同センターの認知度を高めていくことが大切です。
- 地区社協でも地域住民に参加を呼びかけ、地域ボランティアが地域に密着した様々な活動を行う支援を行っています。
- 市民活動は、「社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的に取り組む活動」である一方、ボランティア活動は、「個人が個人のために、また、単発的に行うことのある活動」までを含んでいるのが特徴です。市民活動は「社会的な役割」を意識した表現となっており、ボランティア活動は、市民活動の一部と考えることができます。
- 「ボランティア」という言葉は、「自分から進んで」あるいは「喜んで」何かを行うという語源をもっています。ボランティア活動は、自分自身が気になること、好きなこと、得意なこと、ほっておけないなどと感じることがスタートといえます。
- 「ボランティア」は、「善い行い」というとらえ方で、とかく福祉分野のみを対象にしがちですが、その活動は、まちづくりや環境、教育、医療、国際交流、スポーツや文化芸術など多種多様な分野で取り組まれているものです。

- 奉仕活動や福祉活動だけでなく、生涯学習や社会活動など市民が関わる全ての分野へ拡大させていくことが課題であり、仕事をリタイアした人が地域でボランティア活動やNPO活動などを行いやすくする必要があります。その一方で、活動団体の高齢化も大きな問題です。高齢者のみならず、現役世代をいかに取り込んでいくかが今後の課題となっています。
- 平成25年4月に市社協の「ボランティアセンター」は、被災地の円滑なボランティア活動のコーディネートを行う「災害ボランティアセンター*」の機能を担う協定を市と結びました。多くの人々が日頃から助け合い活動に参加しやすい地域社会をつくり、いざという時に円滑な災害ボランティア活動に参加できるように「災害ボランティアリーダー」の育成をしたり、地区社協との協力体制の整備が課題となっています。
- 令和元年度に市民活動団体を対象に行った協働のまちづくりに関する意識調査の結果、団体が市に期待することとして、①活動のために使える場所の提供 ②団体の活動等を紹介する場や機会の充実 ③市民活動についての啓発の3点が特に求められていることがわかりました。今後、こうしたニーズに応えていくことが課題となっています。

施策の方向性

○協働事業*や市民活動助成事業の推進

- 本市では平成19年、地域・市民・民間の自主的な活動を促進するとともに、地域・市民・住民と行政とが連携・協力していくため、「松戸市協働のまちづくり条例」を制定し、協働事業や市民活動助成事業に取り組んでいます。
- 市民、市民活動団体、事業者及び市が地域課題の解決に取り組む協働の推進をめざし、市民活動を活性化します。
- 平成29年11月1日より、市民活動団体が無報酬で公益性のある活動を行っている際に事故があった場合、補償金が給付される「松戸市市民活動総合補償制度」を導入しました。

○「まつど市民活動サポートセンター」と「ボランティアセンター」との連携

- 「まつど市民活動サポートセンター」では、市民活動に必要な活動の場や情報の提供、NPOのマネジメント力を向上させる各種講座や見本市の開催により、市民活動の支援、協働の推進に努めています。
- 「ボランティアセンター」では、ボランティアに関心のある市民とボランティアを必要としている人や福祉施設をつなげる支援を行っており、各種ボランティア講座の開催やボランティア活動者に対する様々な相談窓口にもなっています。
- それぞれの特徴をいかし、連携を図りながら、さまざまなボランティア活動や市民活動が進められるようにします。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none">○活動に参加する○日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ○地域の一員として地域福祉活動の担い手になる	<ul style="list-style-type: none">○市社協はボランティアセンターを充実させる○地区社協は、地域住民にボランティアの参加を呼びかける	<ul style="list-style-type: none">○まつど市民活動サポートセンターの充実○意識啓発・情報の提供○老人クラブ等の活動を支援する○「松戸市協働推進計画」の推進


協働事業：市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。

第 6 章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

2. 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化

現状と課題

- 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で定められた社会福祉法人^{*}であり、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ、これまで地域福祉の推進役として重要な役割を担ってきました。
- 
- 近年、少子高齢化、核家族化、生活困窮者や一人世帯の増加など、地域住民の構成が大きく変容する中で、これまでの社会福祉制度では、救うことが難しい課題が地域社会に表出し、市内全域をカバーし、高齢者や障害者、低所得者など全世代対象に助け合いで支援を行う社会福祉協議会の活動の充実・強化が求められています。
 - 松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、地域住民、ボランティア、社会福祉施設などの関係者と協力し合っ、行政機関と連携しながら、福祉のまちづくりを進めます。また、福祉のまちづくりを目指すため、地区社会福祉協議会や行政、ボランティア、社会福祉法人など協働するつなぎ役となり、地域住民が市民活動へ参加するよう働きかけます。
 - 通常の主な事業としては、地域住民による交流事業、高齢者・児童・障害のある人への支援事業、ボランティアの育成及び活動推進事業、日常生活自立支援事業、各種相談事業、その他、多彩な福祉活動です。また、非常時の役割として、大規模災害発生時に、災害ボランティアセンター^{*}や復興支援センターを立ち上げ、全国から駆けつけてくる多くのボランティアを受け入れ、被災者のさまざまなニーズにこたえることが求められ、市社協職員の人材育成や体制強化が必要です。
 - これまで、市社協は、地区社協の取り組みを支援し、広報紙「まつど社協だより」を配布するなど、広報活動に取り組み、地域住民への認知度は向上しつつありますが、さらに、地域住民から信頼される団体となるため、事業や活動内容の周知に努め、十分な活動のできる財源の確保に取り組む必要があります。

- 一方、市内を15地区に分け、地域に密着した福祉活動を幅広く展開する地区社協を支えるボランティア活動は、その裾野をさらに広げていく必要があります。市社協は、地区社協の活動内容の充実のためにも、今後も地域福祉推進センターを中心にボランティアセンターの機能の充実を図りながら「住みよい福祉のまちづくり」を積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

○市社協の組織力を活かし、行政側と市民側が共に協力した「福祉のまちづくり」の実現
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当事者や、これまで福祉の担い手として活躍した人達のみならず、地域社会を構成する、様々な分野の人達にも参加してもらい、地域福祉について共に語り合い、共に考え、そこから得た課題を共通のものとして捉え、共に継続的に取り組みます。
○松戸市地域福祉計画と松戸市地域福祉活動計画の整合性の取れた取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5次松戸市地域福祉活動計画の策定にあたっては、日頃、市社協の活動を支えているボランティア、福祉関係者をはじめ、各分野の人々の意見の反映を図るとともに、この「松戸市地域福祉計画」と整合性を図ります。
○市社協による災害ボランティアセンターの基盤強化
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 松戸市地域防災計画との連携を図り、災害時におけるボランティア受け入れ体制を構築し、関係機関と連携した災害対策の充実を図ります。 ➢ 市民を対象とした災害ボランティアセンター立ち上げ・運営の訓練や災害ボランティアリーダーの養成を行い、市民の災害支援意識の醸成を図ります。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市社協の事業内容を知る ○地区社協の活動を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動の充実を図る ○今まで交流のなかった組織、団体も地域福祉活動に参加する ○市社協、地区社協の活動を理解する ○地区社協や地域福祉に関する組織・団体との連携を強化する ○地域福祉計画との整合性を図る ○市社協は、災害時のボランティア支援体制を構築・強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協、地区社協の活動を支援する ○地域福祉活動計画との整合性を図る

○市社協と地区社協

	市社協	地区社協
性格	社会福祉法に位置づけられた民間団体。全国ネットワークにより、活動を進めている。外郭団体として、継続的に、人的又は財政的に支援を行う市と密接な関係にある団体。	地域福祉を推進する自立性を有する市社協の内部組織。(任意団体) 問題の解決に向けて自発的に活動する。地域において、福祉のまちづくりを担う。
対象地域	市域全体	市内 15 地区
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着したきめ細やかな福祉 ・ボランティア活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民互助活動の取り組み ・地域で福祉のまちづくりを実践
組織構成	市内全域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する幅の広い様々な専門家、団体、機関	地域に密着した団体・個人(評議員構成：町会・自治会、民生員児童委員、福祉ボランティア、はつらつクラブ、子ども会育成会、スポーツ推進員、小中学校等、青少年相談員など)

地域福祉計画推進地区（地区社協の区分）



◆地区社協の設置状況

令和2年3月31日現在

地区名	発足年月日	事務所	地区名	発足年月日	事務所
常盤平団地	平成8年12月8日	常盤平市民センター	明第1	平成10年12月19日	明市民センター
馬橋	平成9年4月29日	馬橋東市民センター	本庁	平成11年2月6日	松戸市文化ホール
小金原	平成9年6月29日	小金原市民センター	馬橋西	平成16年5月16日	馬橋市民センター
常盤平	平成9年7月19日	常盤平市民センター	明第2東	平成17年5月22日	松戸市南花島 4-63-5
東部	平成9年9月28日	東部市民センター	明第2西	平成17年5月22日	古ヶ崎市民センター
小金	平成9年12月14日	小金市民センター	五香松飛台	平成19年5月26日	五香市民センター
新松戸	平成9年12月23日	新松戸市民センター	六実六高台	平成19年5月26日	六実市民センター別館
矢切	平成10年12月12日	総合福祉会館			

◆年度別ふれあい会食会実施状況

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
開催回数(回)	178	187	187	178	146
利用延人数	7,800	8,030	8,883	8,464	6,595
ボランティア参加延人数(人)	3,638	3,689	3,567	3,557	2,951

◆ふれあい・いきいきサロン開催地区及び会場の年度別推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
開催地区社協数(会場数)	14(41)	14(41)	14(42)	14(42)	14(45)

◆子育てサロンの開催

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
開催地区社協数(会場数)	13(23)	13(24)	13(26)	13(26)	13(27)

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

3. 地域での支え合い活動の推進

～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》

現状と課題

- 地域の中には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしていますが、生活習慣や価値観の多様化、核家族化によりかつてのような地域住民相互の社会的なつながりは希薄になり、一方、虐待や「孤独死*」という痛ましい事例も社会問題化しており、地域の見守りに期待が高くなっています。
- こうした社会問題を発見し、解決するためには、市民自らが地域に関心を持ち、人と人とのつながりを作っていくこと、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の家庭などの、支援を必要とする人々を地域で見守るなど、日常的な支え合いが必要になっています。
- 地域福祉の考え方は、「全ての市民が福祉の受け手であり同時に担い手でもある」という認識の上に成り立つものです。福祉は、「サービスを受けるだけの福祉」から「自ら携わる福祉」へ意識を変えていくことが必要です。
- 福祉はもとより、防災の観点からも「向こう三軒両隣」の重要性がいられています。助け合い、支え合いながら、同時に過度に干渉せず、個人を尊重した「『新しい』向こう三軒両隣」という関係、助けてほしい時に「力を貸して」と言える関係づくりが大切です。支え合いは、助ける人も「助けられる」経験を積み、誰もが「困ったときはお互いさま」と思える地域社会から生まれます。
- 「第3次松戸市地域福祉計画に関連する地域団体の取り組みの把握結果（令和2年1月、松戸市）」によると、地域団体の約3割が高齢者や児童に対する「声かけ・見守り」活動を行っているという回答をしており、地域団体の中で最も多い取り組み分野となっています。引き続き、このような活動を継続していくことが大切です。
- 市民アンケートの結果、「本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人がいますか」について、一般の世帯では約9割が「いる」と答えているのに対し、生活にお困りの世帯では約7割が「いる」と答えていました。また、同様に一般の世帯より生活にお困りの世帯の子どものほうが、孤独を感じる傾向が見られます。今後は、生活にお困りの世帯に対する相談窓口の普及と同時に、行政と地域

が連携してこうした世帯にまずは声かけをしていくことが必要です。

- 「悩みやストレスをどなたに相談していますか」という市民アンケートに対し、女性の約1割が「なし」と回答しているのに比べて男性では約2割が「なし」と回答しており、このことから、男性の相談先が乏しいことがわかりました。

施策の方向性

○あいさつの普及

- 「あいさつ」や「声かけ」というのはいわば思いやりであり、人間関係をよくする第一歩に通じます。
それだけではなく、「あいさつ」は地域福祉推進の第一歩になります。

○町会・自治会、NPO法人等による声かけ・見守り等の体制づくりの推進

- 町会・自治会は、地域コミュニティ活動の最も重要な主体です。地域の実情に応じた声かけや見守り体制を構築していくことが望めます。
- 医療機関等と地域住民の連携による見守り活動の「あんしん電話」を支援します。

○民生委員・児童委員による見守り

- 民生委員・児童委員は、援助や見守りが必要な人が地域の中で安心して生活していけるよう、身近なところでサポートする地域福祉の推進には欠かせない存在です。民生委員・児童委員による見守りを支援します。

○事業者への声かけ・見守りの協力

- 公共事業者等により実施されている配達や検針時の見守りについて協力事業者の拡大が望めます。
- 平成24年度には、市と公共事業者が生活困窮者への支援で連携する覚書を取り交わしました。今後、他の事業者の協力を得ながら、地域ぐるみで見守りを行っていくことが望めます。

○「まつど孤独死予防センター」の普及・啓発

- 孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じます。合わせて孤独死予備軍について検討します。

○「孤独死ゼロ作戦」の取り組み支援

- 孤独死の実態把握について引き続きそのデータの作成に努め、全市的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援します。

<p>○認知症高齢者等の見守り活動「松戸市あんしん一声運動」</p> <p>➢ 高齢者を地域全体で温かく見守っていくために認知症サポーター養成講座の受講者に対し「オレンジ声かけ隊」への登録を推進します。「松戸市あんしん一声運動」を推進します。</p>
<p>○「高齢者支援連絡会」の見守り活動</p> <p>➢ 平成23年度に9地区で高齢者支援連絡会が設置され、ボランティアによる見守り・声かけ等の活動が行われています。残る地区への働きかけを行いつつ高齢者支援連絡会の必要性について検討していきます。</p>
<p>○地域の情報共有の促進</p> <p>➢ 地域ぐるみで福祉活動を展開するには、広報宣伝の役割が欠かせません。このような視点を重視して、ネットワーク紙の発行などにより地域の情報共有の促進に努めることが望まれます。</p>

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつする ○隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○近隣の見守りを必要としている人を見守る ○プライバシーの尊重、過干渉しない ○異文化について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞配達店、郵便局、電気、ガス、水道事業者と連携する ○声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく ○必要時連絡する相談窓口を把握しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援連絡会の設置を地域の方々と協議する ○生活困窮者などに対する事業所との連携 ○認知症サポーターを養成する ○「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業などの活用も検討し、孤立しない地域づくりを推進する



（松戸市高齢者安心カード（表））

フリガナ 氏名	男 ・ 女
生年月日(明・大・昭)	年 月 日 血液型 型 ±
住所 (松戸市)	
緊急連絡先 (※親族) 氏名	☎
かかりつけ医	☎
高齢者いきいき安心センター ☎047-	

（松戸市高齢者安心カード（裏））

「松戸市あんしん一声運動」と「オレンジ声かけ隊」について

松戸市あんしん一声運動は、普段の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけた時「何かお困りですか?」「お手伝いしましょうか?」と積極的に声をかけ、高齢者を地域全体で暖かく見守っていくことを目指した運動です。これは「オレンジ声かけ隊」が行います。「オレンジ声かけ隊」は、市に登録して、松戸市あんしん一声運動に参加する。認知症サポーターです。令和3年3月末現在、個人登録者は3,786名、団体では227組が登録しています。また「オレンジ協力員」は認知症サポーターで、認知症に関する専門職と一緒に活動しています。

令和3年3月末現在、958名が登録しています。



個人登録証



団体ステッカー

「オレンジ・パトウォーク」について

オレンジパトウォークはオレンジ協力員や各高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）が連携して地域を見守るパトロールです。平成29年に明第二西地域包括支援センターで取り組みが開始され、その後、五香松飛台、小金地域において実施されてきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、多くの活動が自粛に追い込まれ、人と人とのかかわりが薄れてきている中で、特に高齢者の社会的孤立が問題視されていることから、松戸市ではこのオレンジパトウォークを市内全15圏域に拡大して、見守りを実施しています。細かい活動内容は地域ごとの課題に応じて自由に実施されています。



民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

このビブスを着用してパトロールします

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について ■



第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題【推進項目】

4. 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止

現状と課題

- 全ての市民が、自分らしく安心して生活していくためには、子どもや高齢者、障害のある人等への虐待・暴力事案を未然に防止しなければなりません。それは、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」を実現する前提ともいえます。
- 本市において、児童、高齢者、障害者に対する「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまつど」の実現を目的として、令和2年4月1日から「松戸市虐待防止条例」が施行されました。この条例に基づき、市、市民、関係団体及び地域社会がそれぞれの立場で力を尽くし、虐待を無くしていく取り組みを推進します。
- 虐待の早期発見には、虐待を受けていると思われる人がいる、虐待を直接見た場合などに、「虐待でなかったらどうしよう」と躊躇することなく、関係機関へ通報・通告することが重要です。
- 子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、配偶者や恋人からの心身への暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は増加傾向にあります。虐待、DVの防止には、地域や行政の早期発見・早期対応、切れ目のない支援体制を充実していくことが必要です。
- 児童虐待の予防・防止については、平成29年4月に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした総合支援を行う「子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭相談課内）」を設置し、社会福祉士や心理士等有資格者の配置を増やし支援体制を強化しました。また、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成機関と連携し、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない支援を実施すると共に、保護者が本来担うべき家族のケアを担う児童（ヤングケアラー）の発見や、保護者を孤立させずに虐待を未然に防ぐための取り組みとして、ポスターや相談カードの配布、専門職向け研修会や市民向け講演会の開催等による周知啓発に努めています。

取り組み課題4. 【推進項目】子どもや高齢者、障害者への虐待・暴力の防止

- 婦人相談におけるDV相談件数は年々増加傾向にあり、相談者の状況に応じて、子どもや高齢者、障害者の支援機関等とも連携し対応しています。市ではDV防止を目指し、相談カードの配布や相談窓口の周知等、啓発活動も行っています。
- 高齢者への虐待の予防については、平成18年4月1日「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるのに先立って、本市においては平成16年度に「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置し、地域包括支援センター*をはじめとする多くの関係機関と連携しながら対応しています。また、啓発活動の一環としてポスター・パンフレット等の配布や専門職向けの研修会、市民向けの講演会などを行っています。
- 障害のある人に対する虐待の予防は、平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、本市においても「障害者虐待防止センター*」を設置し、虐待に関する通報や届出を受け付け、市と基幹相談支援センターがその後の支援など対応を行っています。さらに、市民や障害福祉サービスの事業者等を対象に講演会や研修を実施し、虐待防止に関する普及啓発に努めています。また、市と基幹相談支援センターの虐待通報への対応については、松戸市障害者虐待防止ネットワーク会議にて検証しています。
- 市民アンケートの結果、「生活や気持ちにゆとりがないので、子育てにいらだつことがある」「子どもを虐待しているのではないかと思うことがある」といった質問に対して、小さい子供の保護者ほどそのような気持ちになる傾向がわかりました。このことから、虐待防止のためにも就学前児童の保護者に対する支援が必要です。家庭児童相談援助体制の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、養育支援等訪問により、育児や子育てに不安を感じている保護者が社会から孤立することを防ぎ、虐待の予防を図ります。
- 本市では、児童福祉法が定める「要保護児童対策地域協議会」として、「松戸市児童虐待防止ネットワーク（平成28年10月改正）」を設置し、児童相談所をはじめとする関係機関や民間団体と密接な連携を図り、要保護要支援児童・特定妊婦への迅速で丁寧な対応に取り組んでいます。
- 今後、発生の予防から虐待を受けた方の自立にいたるまで、総合的な支援と横断的に対応できる体制が望まれています。

施策の方向性

○関係機関の連携・協力体制の推進

- 児童虐待対応では、「松戸市児童虐待防止ネットワーク」を構成する関係機関の連携と協働体制を強化します。
- 高齢者の虐待では、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用するとともに、虐待事例介入方法や支援・対応方法等については、高齢者虐待の相談・支援の中心を担う地域包括支援センターが、関係機関と連携し対応が円滑に行えるよう支援します。
- 障害のある人への虐待では、「松戸市障害者虐待防止ネットワーク」を活用するとともに、虐待事例の介入方法や支援・対応方法等については、市と基幹相談支援センターが、関係機関と連携し対応が円滑に行えるようにします。

○相談体制の充実

- 家庭児童相談援助体制の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、養育支援等訪問により、育児や子育てに不安を感じている保護者が社会から孤立することを防ぎ、虐待の予防を図ります。
- 地域包括支援センターが中心となり関係機関や地域の方々と連携を図り、高齢者虐待へ対応します。
- 「障害者虐待防止センター・障害者差別相談センター」で、障害者虐待への通報や相談を受け付けます。また、障害者虐待への対応技術を高めます。

○虐待防止に向けた活動、早期発見・対応体制の整備

- 「松戸市児童虐待防止ネットワーク」の啓発事業拡充により、虐待防止の意識高揚を図ります。
- DV防止に関する啓発活動を推進するとともに、婦人相談業務やDV対応体制を充実します。
- 高齢者虐待防止に向け、高齢者虐待に関するリーフレット・ポスターの配布や、広報まつど・ホームページを活用し情報提供を行います。高齢者虐待防止ネットワークとの連携を軸に、予防から再発防止までを視野に入れた普及啓発に努めます。
- 一般の方向けの講演会や、障害者施設職員に対する研修会など、障害者虐待の防止に関する普及啓発に努めます。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防について知識を深める ○見守り、通報、早期発見に努める ○相談窓口（通報先）を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制を整備する ○相談窓口を周知する ○虐待の実態把握、調査等を行う ○早期発見の意識啓発をする

「松戸市児童虐待防止ネットワーク」について



本市では、児童福祉法が定める「要保護児童対策地域協議会」として、「松戸市児童虐待防止ネットワーク（平成28年10月改正）」を設置し、児童相談所をはじめとする関係機関や民間団体と密接な連携を図り、要保護要支援児童・特定妊婦への迅速で丁寧な対応に取り組んでいます。

「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」について

本市では、平成16年7月20日に、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的に「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を設立しました。本ネットワークは、各関係機関の役割を明確にして連携を強化して行くと同時に、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

「松戸市障害者虐待防止ネットワーク」について

本市では、平成31年4月1日に、障害者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図り、障害者の平穏な生活を確保すること、また障害者差別解消支援地域協議会として、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的に「松戸市障害者虐待防止ネットワーク」を設立しました。本ネットワークは、各関係機関の役割を明確にして連携を強化して行くと同時に、障害者の虐待と差別の防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

5. 地域での交流・ふれあいの場づくり

現状と課題

- 顔の見える関係を築くためには、誰もが気軽に参加できる、身近な地域での交流、ふれあいの場や機会があることが求められます。しかしながら、都市化の進展等に伴い、地域のつながりや助け合いの気持ちが希薄になることが懸念されています。
- 地域での日常的な交流の中では、町会・自治会単位での集まりや、同世代の子どもを持つ親同士、またサークルや同好会など同じ趣味を持つグループ、高齢者の会食会など多種多様です。日頃の交流が必ずしも活発でない組織や団体もお互いに交流するきっかけとしても、また昔からそこに住んでいる市民と、転入してきた市民との交流の場としても、地域での行事やイベントはまたとない機会です。
- 市内の地区社協では、地域の誰もが楽しく気軽に集まり、仲間づくりができるように「ふれあい・いきいきサロン」や地域住民が子どもから大人まで世代を超えて、年齢や障害の有無に関わらず楽しみながら交流を深め合う場「ふれあい広場」も開催され、近隣の小中学校などによる演奏や地域で活動される団体による手作り品の販売などの模擬店、健康相談コーナーなど様々な催しが行われ、来場者数は年々増加しています。
- 外国人市民との国際交流で大切なことは、多様な文化や歴史などの違いを尊重しあうことです。また、近年では徐々に外国籍の市民の方と交流する機会が増えてきています。
- また、地域社会の人たちとの交流を通して障害に対する理解を深めてもらう努力も必要です。障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人もともに参加できる地域での交流・ふれあいの場や機会が増えることが望まれます。互いに相手の気持ちを理解しあう社会をつくること、心のバリアフリー*のため、地域での交流、ふれあいの場づくりが重要です。

- 市民アンケートで要支援認定者の方に対し、「歩いて15分以内に地域の方々と交流ができる場所がありますか」について尋ねたところ、「ある」と「なし」「わからない」が半数ずつであったことから、引き続き交流できる場所の確保や普及が必要です。
- 地域の中で多様性を尊重する社会をつくるために、子どもだけでなく成人や高齢者まで、すべての世代が福祉の心を育むためには、ボランティア活動や地域での住民参加をより促進させる福祉教育が重要です。市社協は、福祉教育の実践にあたって、市内の小・中・高校等、学校と連携を行っています。

施策の方向性

○地域でのイベントなどの住民の参加促進
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常の地域交流とは別に、地域ではお祭りや盆踊り、運動会、地区社協のふれあい広場など、様々な行事・イベントがあります。 ➢ 誰もが参加でき、参加したくなるような魅力的な行事、イベントを積極的に行い、すべての市民に地域社会への参加を促すような取り組みを行います。
○地域交流の拠点として町会・自治会の集会所等の有効活用
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和3年4月現在、町会・自治会の集会所等の活動拠点が市内には133か所あり、このほかに平成28年8月オープンの松戸市市民交流会館をはじめ市民センターなど公共の施設があります。 ➢ 小・中学校の空き教室等を地域に開放するためには、教育活動に支障が生じないように配慮していく必要があります。 ➢ 地域での交流を活発にするために、地域資源の有効活用ができるような取り組みを行います。
○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民との交流イベントを開催し、国際交流の推進
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 交流活動の情報を積極的に提供し、幅広い市民参加を促進していきます。
○地区社協・NPO 団体・民間事業者などによる、ふれあい・いきいきサロン等の地域での交流・ふれあいの場の充実
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域内の誰もが気軽に参加できる交流の場としての機能が高く、今後はさらに充実が求められます。
○障害のある人との交流の促進
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害のある人と実際にふれあう中で、市民が障害のある人に対する理解を深められるよう、障害者週間*などの機会を通じてイベントを開催します。 ➢ 市社協等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。

障害者週間：平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントへ参加する ○世代を越えて市民同士の交流を促進する ○外国人市民と交流を持ち、お互いに理解する ○障害のある人との交流を持ち、お互いに理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが参加しやすい行事、イベントを開催する ○福祉施設と地域の交流を進める ○地域福祉活動における自治会館等の利用を活発にする ○サロンの充実 ○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民も参加しやすい行事、イベントの企画・開催 ○障害のある人との交流を進める ○福祉教育を推進する

「ふれあい・いきいきサロン」について

地区社協のふれあい・いきいきサロンは、憩いの場です。令和元年度で、14 地区 45 会場で開催し、年間開催回数 748 回、年間来場者は 17,937 人に上ります。

笑顔あふれるサロンにぜひご参加ください。



ハートフル運動会について

ハートフル運動会は、スポーツを通して、障害のある方と地域で活躍しているボランティアがふれあいと交流を深めることを目的に開催しています。

当日は福祉作業所、矢切特別支援学校の児童生徒やご家族、地区社会福祉協議会、松戸市ボランティア連絡協議会、松戸市スポーツ推進委員連絡協議会よりご参加・ご協力をいただきました。



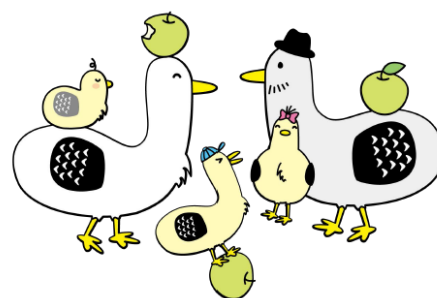
第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

6. 子ども・子育て支援

現状と課題

○ 地域では、子どもから高齢者まで様々な世代が助け合いながらいきいきと暮らしていることが重要です。しかしながら、急速な少子化の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化により、子どもや家族を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。子育ての孤立感や負担感を感じている人がいる中で、子どもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支援していく必要があります。



松戸市子育て応援マスコット
「まつドリ」

- 乳幼児の親子が自由に遊べる広場として、おやこ DE 広場・子育て支援センター等を市内 27 か所に設置し、常駐している子育てコーディネーターが子育ての情報提供や相談支援を実施しています。また地区社協では、13 地区 27 会場で「子育てサロン」を開設し、子育て中の保護者が交流し、地域のボランティアが子育て中の保護者の相談相手となり、子育てを支援しています。
- 女性の社会進出に伴い、共働き家庭が増加しており、保護者が子育てと仕事を両立できる環境整備が求められています。保育所や小規模保育施設の大幅増設、全小学校での放課後児童クラブ*の設置及び、放課後 KIDS ルーム*の実施・充実などに取り組んでおりますが、地域全体で継続して支援していく必要があります。また、市では送迎保育ステーションを松戸駅西口及び東口・新松戸・東松戸・八柱・北小金駅前設置し、幼稚園教育を受ける仕組みづくりを整えています。
- 小・中・高校生がそれぞれの成長段階で、いきいきと過ごすことができるよう、地域全体で子どもたちの健全育成に取り組むことが重要です。特に子どもの自主的な活動や子ども同士の交流が図られるように、地域において児童館などの居場所を整備する必要があります。この点、中高生世代の子どもが、家庭や学校以外の第3の居場所（サードプレイス）として気軽に利用できる場所として、「青少年プラザ」を市内で4か所開設しており、今後も増やす計画があります。
- 地域には、学校以外にも子ども会やスポーツ、文化活動、地域の見守りなどさまざまな団体や活動があり、多くの人々が子どもの健全育成に関わっています。今後も地域全体で子どもの支援に取り組めるよう子どもたちを暖かく見守る地域づくりを継続していくことが必要です。子どもの意見を聴く「子どもフォーラム*」の実施など、子どもが社会へ参画する機会を確保するとともに、全ての子どもが

自分らしい夢をもち成長できることを応援する「子どもの夢支援事業」や「ゲットユアドリーム*」の実施を通じて、子ども一人ひとりの個性が認められると感じられ自己肯定感をもって成長していくことができるよう支援していく必要があります。

- 少子化、核家族化が進む中、中高生など思春期の子どもにとって、今後の妊娠出産や育児について考えることは、将来の子育て力（親力）を育み、虐待防止にもつながる重要な経験です。「中高生と乳幼児のふれあい体験」は、中高生が子育て中の親子とふれあうことにより家族や家庭の大切さや子育ての素晴らしさを感じられる貴重な体験の機会であり、継続して実施していく必要があります。
- 市では、保育士や幼稚園教諭に対する各種補助制度（免許取得・更新補助、家賃補助等）を策定し、民間保育施設及び私立幼稚園における人材確保に努めています。



ゲットユアドリームでの様子

施策の方向性

○地域において親子が集える場所の充実

- 乳幼児と保護者が気軽に集えるおやこ DE 広場、子育て支援センターを整備し、友達づくりや情報交換、育児相談等ができる場を提供します。
- 地区社協では、13 地区 24 会場で「子育てサロン」を開設し、子育て中の保護者が交流できる場を提供します。

○地域において子どもが健やかに成長できる環境の整備

- 保育所や小規模保育施設、放課後児童クラブや放課後 KIDS ルームを整備し、保護者が子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。
- 地域における小中高生の居場所づくりを進めます。
- 子どもが積極的に参画、活動できる機会を確保します。

○出産・子育てを想像できる機会の確保

- 中高生が命の大切さや愛おしさ、育児の素晴らしさを体験する「中高生と乳幼児のふれあい体験」を実施します。

放課後児童クラブ：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

放課後 KIDS ルーム：学校施設を活用して、小学生が放課後などに安全に安心して活動できる空間。実施小学校の図書室等を開放し、自由に学習や読書等ができる場所を提供しています。教職員免許などを持つ支援スタッフが常時配置され、読書支援や学習支援等を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。

子どもフォーラム：「子どもモニター」等の小中学生が松戸市について話し合い市の施策に意見を発表するワークショップを開催し、子どもの社会参加・参画を進めています。

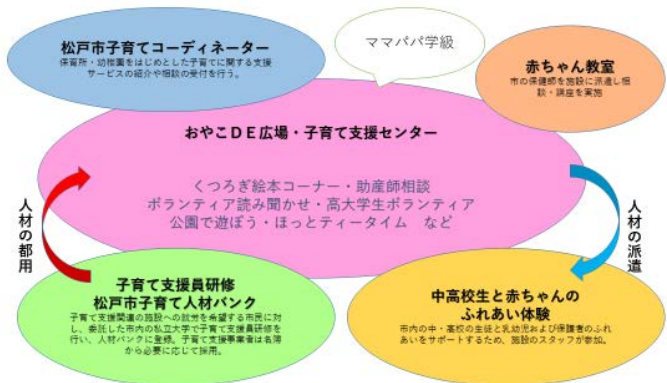
ゲットユアドリーム：中高生が地域のさまざまな大人たちと触れ合うことにより、生き方や働き方の多様性に気づき、自らの可能性を信じ成長することを支援します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○声かけを行う ○子どもや子育ての現状を理解する ○行政や地域で行われている子育て支援事業を知り、利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において親子が集える場所を充実させる ○地域において子どもが健やかに成長できる環境を整備する ○出産や子育てを想像できる機会を確保する

「おやこ DE 広場」・「子育て支援センター」について

乳幼児や保護者同士の交流や悩みを相談できる場である、「おやこ DE 広場」・「子育て支援センター」が、市内全域の様々な施設内に 27 か所設置されています。
 地域の自治会、高齢者や小中高校との連携など、地域で子育て中の保護者を支えつなげる仕組みができ、子育て支援のネットワークが広がりを見せています。



地区社協の「子育てサロン」について

市内の地区社会協議会では、地域の子育て中の保護者とその子どもたちを対象にした「子育てサロン」を開催しています。



「共働き子育てしやすい街ランキング 2020」で松戸市が総合編 1 位を受賞！

日本経済新聞社と日経 DUAL (デュアル) が調査した「共働き子育てしやすい街ランキング 2020」において、松戸市が 2017 年・2019 年の全国編 (東京を除く) ランキング 1 位受賞に続き、総合編 1 位を受賞しました。市民・事業者・行政が一体となり、地域全体で子育て支援に取り組んできた結果がこの受賞につながりました。今後も子どもや子育て世代に優しい街づくりを進め、多くの人に「住みたい」、「住み続けたい」と思われる街を目指していきます。



「中高生と乳幼児のふれあい体験事業」について

平成23年度より、親になる一歩手前の中高生が育児の予備体験を積めるよう、中高生と乳幼児のふれあい体験事業を実施しています。中高生が命の尊さを知ること、自分自身を大切にできる心や自己肯定感を高め、将来的な虐待予防や子育て力（親力）の向上につなげることを目的としています。

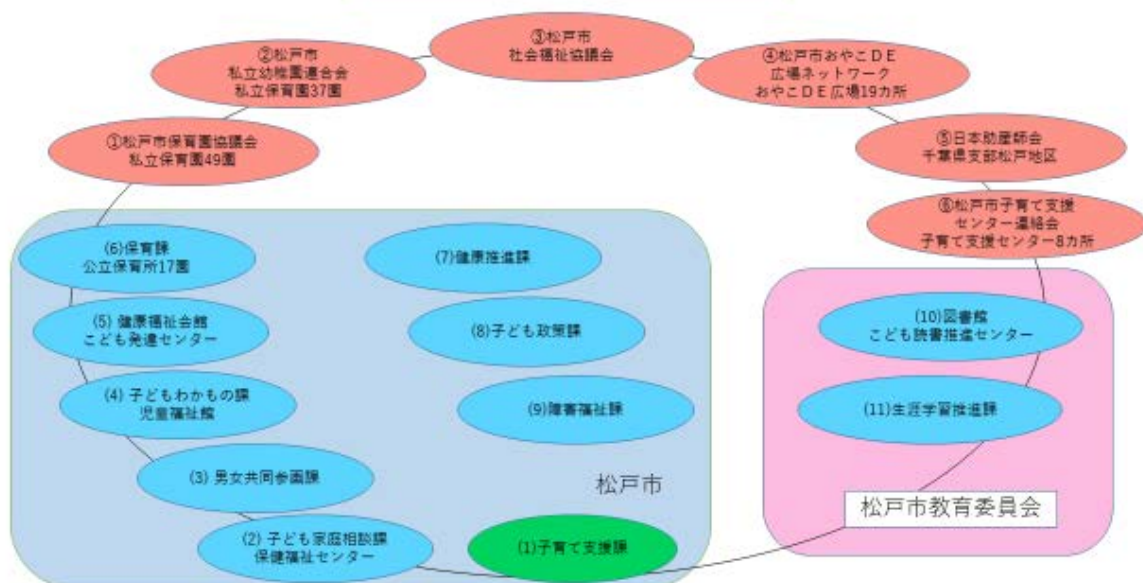


生徒が普段見せないような笑顔で赤ちゃんに接し、参加した親からは「生徒さんが自分の子育ての話に真剣に聞いてくれて嬉しかった」など好評です。事業の周知やサポートスタッフ派遣などでは、おやこDE広場や子育て支援センターとも連携し実施しています。今後も開催に協力いただく中学・高校を拡大していく予定です。

「松戸子育てフェスティバル」について

毎年開催する「松戸子育てフェスティバル」では、保育園、幼稚園、市社協、NPOや市内の子育て関係団体が一堂に集い、市内の子育て支援情報の提供、イベントを実施するとともに、子育てに関する専門職による総合相談をしています。

松戸市子育てフェスティバル実行委員会



空白

第7章

基本目標4 福祉文化の創造

～全ての人を柔らかく包み込む 優しい都市まちに～

取り組み課題

- 1 心のバリアフリー
- 2 世代間交流
- 3 福祉教育の推進【推進項目】
- 4 ふるさとづくりの推進



【昭和 37 年常盤平団地再現展示】



【縄文の森の復元竪穴住居】



【松戸市立博物館】

松戸の昔のことや、地域のお祭りに関する展示があります。

第 7 章 福祉文化の創造

取り組み課題

1. 心のバリアフリー

現状と課題

- 誰もが自分らしく、安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、お互いの存在を認め合い、差別や偏見による心のバリアのない、共に生きる社会づくりが不可欠になります。本市は、平成 10 年に世界人権宣言 50 周年にあたり、すべての人が安心して暮らせるまち「ふるさと松戸」を築くことを誓い、「人権尊重都市」を宣言しています。また、小・中学校における人権教室や人権週間における人権講演会等により人権施策を推進しています。



(松戸市制施行 70 周年記念ロゴマーク)

- 段差の解消、スロープやエレベーターの設置をはじめとする、施設や道路、駅などのバリアフリー*については、市内でも進められているところですが、すべての人が安心して快適に暮らせるまちをつくるには、ハード面の整備だけでなく、一人ひとりの市民が思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを理解し尊重することも必要です。
- 本市では、「松戸市交通バリアフリー基本構想*」に基づき、心のバリアフリー*の実践と疑似体験の機会や情報の提供等を行っています。このことにより、市民の心のバリアフリーに関する意識を醸成し、高齢者・身体障害者等の移動制約者に対する日常的な気遣い、道路不法占用の防止、違法駐車・放置自転車の防止、民間店舗入り口のバリアフリー化等を展開しつつあります。
- 市民アンケートでは、身体・知的・精神障害のある人への地域社会の中の差別・偏見について、それぞれ約半数の方が「ある」と回答しています。また、差別・偏見の生まれる理由について、「障害者のことがよく理解されていないこと」が約 6 割となっていました。これらのことから、障害に対する理解を深めてもらう活動を今後も継続していく必要があります。
- 毎年、障害者福祉に対する市民の理解促進と障害のある人の社会参加を目的として、障害者週間記念事業「ふれあいフェスティバル」を開催しています。市内障害者施設による福祉バザーとしては最大のイベントであり、障害のある人とふれあいながら、子どもから大人まで楽しめる内容となっています。

- 誰もが一人ひとり尊重され、いきいきと暮らせる地域とは、性別による偏見や、固定的性別役割分担意識に捉われることなく、個人の個性と能力を活かせる男女共同参画の社会です。本市では、「男女共同参画プラン」を基に、男女共同参画センターを活動拠点として啓発や情報提供、市民活動支援を行っています。

- 本市では、令和2年4月30日現在、17,469人の外国人が住んでいます。そのため以前と比べて普段から外国人と接する人も増えてきているかもしれません。しかし、国際化と言われても言葉の壁もあり、気持ちの面で無意識に偏見や差別をしてしまっていることもあるのではないのでしょうか。人種や国籍などに関係なく、お互いの文化や生活習慣の違いを認めあっていくことが大切です。



(海外から来たママとパパの広場)

- 心のバリアフリーの醸成に向けて、まちづくりや福祉、教育など様々な分野で、長期的、継続的に取り組む必要があります。

施策の方向性

○新たな交流の場づくりを推進

- 心のバリア（障壁）が生まれる原因の一つに、日常的な交流の機会が少なく相互理解が深まっていないことが上げられます。性別や国籍、障害の有無を問わず、幅広い交流の場づくりを推進します。

○地域の行事やイベントの検証（全ての人に参加しやすいか、呼びかけがなされているか）

- 既に行われている地域の行事やイベントも、すべての人が参加しやすいような配慮、呼びかけがなされているのか、もう一度検証してみる必要があります。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○お互いを尊重する ○思いやりやいたわりの気持ちを持つ ○困っている人を見かけたら声をかける 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントの開催は、市民（高齢者、障害のある人、子ども等）が参加しやすいように配慮する ○学校等における福祉教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーション*の普及、推進 <p><small>（ノーマライゼーション：障害のある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。）</small></p>

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題

2. 世代間交流

現状と課題

- 核家族化や少子化、高齢者世帯・高齢者単身世帯の増加に伴い、従来、家庭内や地域で行われていた高齢者と子どもの交流が減少してきています。
- 高齢者が地域社会を担う機会が減少することにより、次第に孤立化、生きがい感の喪失に繋がります。また、子どもたちにとっては、多世代との交流が減少することにより、多様な価値観やお互いの違いを知る、理解する機会が失われている状況にあります。
- 多世代との交流を通して、他人への思いやりの心、感謝の心を持つことの大切さを認識するために、意識的に世代を超えたふれあうきっかけを増やしていくことが必要です。

- 本市では、高齢者が保育所で子どもたちと交流をもったり、小中学校で地域の人材を講師に招いて授業を行うような取り組みが行われています。おやこ DE 広場、子育て支援センターでは、高齢者による読み聞かせや学校の授業の一環で実施される中高生と乳幼児のふれあい体験を通して、世代間の交流が行われています。



(高校生と赤ちゃんのふれあい体験 2015)

- 地区社協の活動には、学校の児童と一緒に花を育て、高齢者の施設や保育園に届ける園芸支援を行ったり、小学生と一人暮らしの高齢者との年賀状交流など世代間交流の場づくりに取り組んでいる活動も多くあります。こうした特色ある活動を日常的な地域での交流につなげていくことが大変重要です。



(小金地区 ふれあい花壇)

施策の方向性

○元気高齢者が多世代と積極的に関わっていく施策を推進

- はつらつクラブ(老人クラブ)、シニア交流センター、老人福祉センターそれぞれの有効活用に努めることが望めます。
- 高齢者が住みなれた地域において個性や能力を発揮し、生きがいを持って過ごすことができるような支援を充実させていきます。

○子どもを通じた世代間交流の推進

- NPO^{*}や地域に活動する組織が連携し、子どもを通じた世代間交流を推進しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○交流行事に参加する ○自分の持つ知識、経験を交流事業に生かす 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流の場を設定する ○学校は世代間交流の場、機会を提供する ○地域の子どもや高齢者に対する声かけを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流事業への参加促進のためのPRを支援する

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題【推進項目】

3. 福祉教育の推進

現状と課題

- 地域福祉を推進していくには、一人ひとりの市民が主体的にかかわり、担い手として参加していくことが重要になります。学校などでの福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合い生きる喜びを感じることができるよう「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育です。子どもたちがふるさととなるまちを、福祉のこころに満ち溢れた心豊かな生活を営める社会にする担い手となるために、重要な役割を果たしています。また、現在、地域団体の高齢化による従事者不足、後継者不足が大きな課題となっています。今後の福祉教育の方向性としては、特に若年層を含めた現役世代を重視して行うことでこの課題を解決していく必要があります。
- 千葉県及び本市では市内の小・中・高等学校で、障害のある人や高齢者、保護者・地域住民とともにすすめる福祉教育に取り組んでいます。施設訪問やボランティア*体験、地域との交流活動など、まだ校数は少ないものの、さまざまな福祉教育を実施している学校があります。各学校で実施している福祉教育の実践については、その情報を横断的に交換できるような機会が少ないため、情報交換の機会をさらに充実させる必要があります。
- 市社協は、このような学校の取り組みを多方面から支援していますが、地域福祉の推進という点から、単なる福祉体験にとどまらず、社会福祉制度・活動への関心と理解をすすめる、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることが、今後の課題となります。そのためには学校と社会福祉協議会の一層の連携が求められます。
- 地域福祉活動への若年層の参加が少ないことから、福祉教育については、小・中・高等学校のみならず、大学等とも連携をとる必要があります。本市では若者のボランティア*体験講座を実施し、若者にボランティア体験の機会を提供しています。
- 今後、ボランティア活動をより発展させていくためには、高齢者を中心とした体制を見直し、より若手を取り込んでいく必要があります。そのための情報発信や周知啓発活動のあり方が今後の課題です。

施策の方向性

○地域、学校、社会福祉協議会との連携を図り地域全体での福祉教育の推進

- 地域の中で、児童生徒が世代間交流を通して社会の一員であることを学び感じられるように学校、地域、関係団体と協働した福祉教育活動を推進します。
- 地区社協では、児童生徒との交流の機会を増やし、地域ぐるみで実践する福祉活動を推進します。

○福祉教育の機会を提供

- 市社協では、高齢者や障害のある人の体の動きや機能が制限された状態を体験できる福祉用具を貸出し、体験学習を通して相手を思いやる心を育みます。
- 市社協では、児童生徒を対象としたボランティア体験講座を実施し、支え合い助け合う仕組みの大切さを伝えていきます。
- 市社協では、福祉体験学習をサポートするボランティア（福祉教育サポーター）を育成し、学校や地域での福祉教育実践活動を支援します。
- 市社協では、若者向けのボランティア体験講座を実施し、若年層の参加を促進します。

○福祉教育に係る情報を提供

- 市社協では、福祉教育に取り組む学校や地域活動者を対象とした「福祉教育関係者会議」を開催したり、助成金を交付することで福祉教育実践校の拡大を図ります。
- 市社協では、学校における福祉教育活動実践プログラムの提案や実践例に係る情報を発信します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○学校の福祉教育の取り組みに協力する	○市社協は、全面的に協力、推進する ○学校職員対象の研修の機会をつくる	○福祉教育の取り組みを支援する ○福祉教育の機会提供に協力する

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題

4. ふるさとづくりの推進

現状と課題

- 地域の伝統文化・民俗芸能を継承していくことは、住んでいる地域を知り、理解を深め、人とのつながりを強める機会でもあります。ふるさとが街の中の自分自身の居場所となり、ふるさとにすることで、誰かが自分を必要とし、受け止めてくれる場になることが望まれます。ふるさとづくりの活動は、自分の住んでいる街を大切に思い、住み続けたいという気持ちにつながるものです。
- 人々が主体的に歴史と文化の共有・継承の地域活動に参加できる機会を増やし、生涯を通じてふれあえる、ふるさとづくりを推進していくことが必要と考えます。
- 地域では、歴史景観に配慮したまちづくりが求められているなか、町会・自治会などの単位で、あるいは神社や寺などを中心に、古くから歴史のあるお祭りや盆踊りなど季節ごとの行事を通じた世代間交流や様々な芸術文化活動、伝承活動が個性豊かに行われています。
- 松戸に関わりを持つさまざまなアーティスト・クリエイターが地域の協力や交流の中で暮らしに根ざした創造的な表現活動を展開したり、多種多様な表現活動の場を創出させ、クリエイティブな活動に触れる機会が多くあります。松戸の魅力を発信する新たな文化観光イベントや歴史、自然資源を活用して、身近に歴史、文化を感じられる場や機会の充実が図られています。
- 松戸市内でご協力頂き、集まった共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）は、共同募金会を通じて市社協へ配分され、地区社協活動への助成やボランティア活動支援などに役立っています。ふるさとづくりの活動は、じぶんのまちを良くしたい、という郷土愛に通じ、寄付文化の醸成にも重要な役割を持っています。



(松戸まつり 募金活動の様子)

- 首都東京に隣接する松戸市は、古くから四季折々の暮らしが人々のふれあいの中で、地域の特性豊かに育まれてきました。今後もこの街が全ての人を柔らかく包み込む、優しい都市であるよう、誰もが支え合う心を持ち、自分自身の将来に夢や希望を持ち、住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりが求められています。なお、市民意識調査においても「住み続けたい」と答えた人が約7割となっており、年々この割合が高まっています。

「戸定邸」について

水戸徳川家第 11 代当主昭武(1853-1910)が明治 17 年(1884)に完成させました。小字名にちなみ戸定邸と呼ばれました。芝生を基調とする洋風を取り入れた庭(国名勝)と、伝統的な和風による家屋(国重文)を豊かな樹木が取り囲んでいます。関東平野、江戸川、富士山を望む高台にあり、明治時代の華族の生活を今に伝える名勝です。ここには皇太子時代の大正天皇や皇族、実兄の徳川慶喜などが訪れ、社交の場としても活用されました。



隣接する戸定歴史館には、昭武や慶喜の愛用品が展示されています。平成 15 年に皇后陛下が行啓になり、同 21 年には天皇皇后両陛下が戸定歴史館へ行幸啓になりました。

施策の方向性

○芸術文化活動や民俗芸能の継承を支援

- 松戸の郷土芸能として、「松戸の万作踊り（県指定文化財）」や「松戸の獅子舞（市指定文化財）」などがあり、地元の人々により受け継がれています。
- 昔のあそびを子どもたちに教えるボランティアなども活動しています。伝統を継承しつつ新たな文化を創造していくことが望まれます。

○地域の歴史文化遺産の保護と啓発

- 旧徳川家松戸戸定邸・萬満寺・本土寺の所蔵品など国指定文化財 7 件、浅間神社の極相林など県指定文化財 5 件、二十世紀梨誕生の地など市指定文化財 46 件、国登録有形文化財 2 件があります。
- 文化財の基礎調査を進め、標識柱や案内板を整備し、市民自身が情報を収集し、調査などを進めていくことも大切です。地域に愛着や誇りを認識する機会を増やしていく必要があります。

○新しい祭りや催しなどを「松戸の文化」として育成

- 住んでいる地域に興味・関心を持ち、地域の行事・活動に参加する人が増えることを期待します。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○地域社会において共有し、継承していく ○新しい地域文化の創造	○啓発、育成、支援、保護、活用に努める



（本土寺の紅葉）

第8章

計画の推進

～支え合う心を育み、豊かな地域社会をつくる～

- 1 推進体制の確立
- 2 地域資源の充実・育成
- 3 財源の確保
- 4 計画の進捗管理・評価



【萬満寺】
1256年に建てられた寺で、入口の仁王尊は国の重要文化財で、大変貴重です。

1. 推進体制の確立

地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域で活動している町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア*、NPO*、事業者などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

町会・自治会

地域活動を推進するために町会・自治会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、町会・自治会の取り組みや事業の目的を理解してもらうことが大切です。

民生委員・児童委員

生活上でさまざまな困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

地区社会福祉協議会

地域住民に「地域福祉推進地区」である市内の15地区社協の活動が、地域の福祉活動の中心を担っているということを広く知ってもらい、地域福祉活動の運営に関わる人を増やしていくことが、地域福祉の推進につながります。

地域福祉を推進するという重要な役割を持つ地区社協のさらなる充実が期待されています。

15地区社会福祉協議会が「地域福祉推進地区」です

松戸市社会福祉協議会

地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。地域福祉活動の推進・調整役として、地域住民に対し様々な事業や活動に参加するための援助等を行う中心的な役割を果たすことが期待されています。

松戸市社会福祉協議会は「地域福祉活動の推進・調整役」です

松戸市

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取り組みを支援し、相互に連携することが大切です。市が主体となり福祉施策を推進する際にも、市内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を推進することが必要となります。

また、本計画の実施状況の点検は、PDCAサイクル^{*}を意識し目標管理型で実施し、進捗状況を把握します。

PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされています。

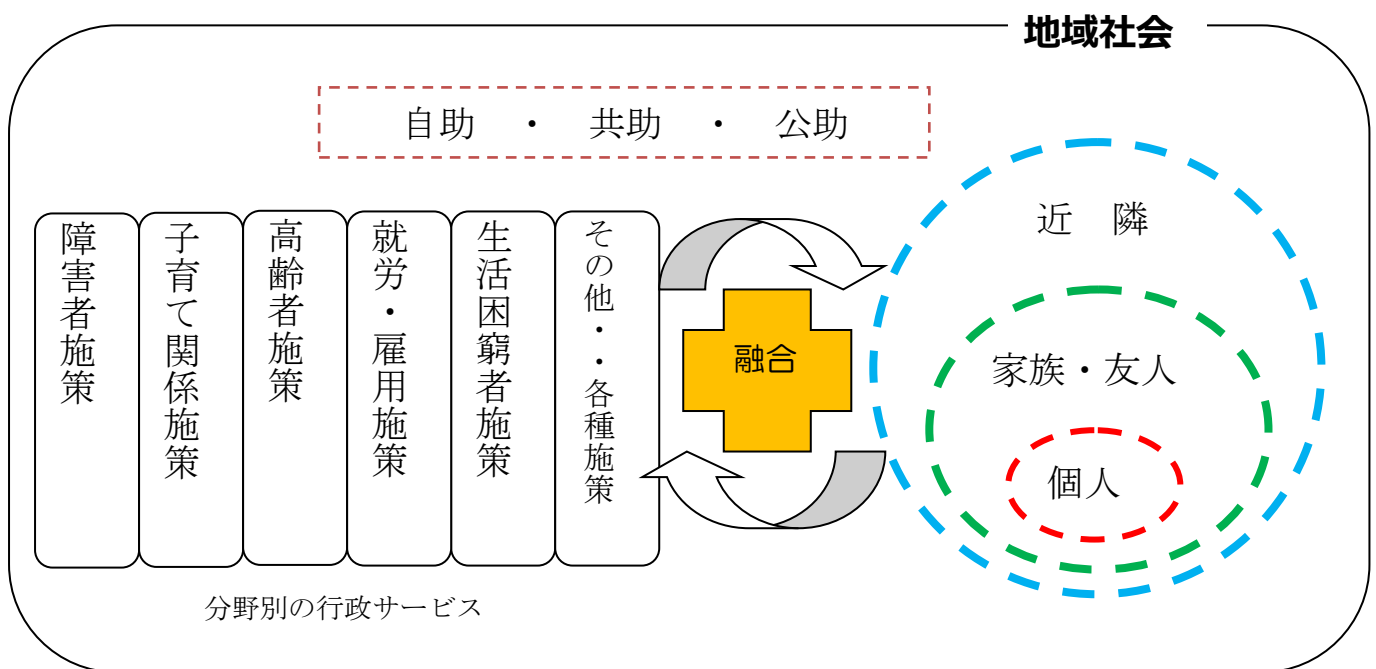
地域福祉を推進することとは

従来、「福祉」は、高齢者、障害者、児童など分野別に行政が必要な福祉サービスを「特定の人のため」にあるものと考えることが一般的でした。

しかし、本来、誰もが、日々の暮らしの中で、常に、何らかの問題を抱え、個人の努力や家族、友人、近隣、ボランティア活動などの助け（「自助・共助」）や行政が担う福祉サービス（「公助」）によって、課題を解決しています。そのため、自助、共助、公助がバランスよく地域の中で、機能することがとても重要です。

本市は、すべての市民が安心してそれぞれの場でいきいきと暮らせるよう分野別の行政サービスを地域社会の支え合う仕組みづくりと融合させ、双方の充実を図ります。

【イメージ図】



○目指すべき地域 ～社会的孤立がない、排除しない～

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく誰もが居場所や役割があり、課題を持っていても誰かに相談でき、誰かが手を差し伸べてくれ、多様な価値観が尊重され、疎外されることがない。

2. 地域資源の充実・育成

地域福祉推進地区では高齢者、障害のある人、子育てなどの支援を行う各種 NPO 法人があり、また地域福祉活動を推進する制度ボランティア^{*}として民生委員・児童委員、健康推進員などが配置されています。

今後、地域包括ケアシステムの推進に伴い、ボランティアの育成や各種団体間の連携がますます重要です。

市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持ち、地域でいきいきと活動できるようにイベントや講座を開催し、充実させます。

地域の様々な人的資源・物的資源があるのかを把握し、共有しながら、地域で活躍できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

地域福祉活動の拠点確保の推進

地域福祉活動を推進する上で、拠点となる場所を確保することが不可欠です。地域の住民が集える場を確保することで、住民同士の交流を深め合うことができ、情報共有がしやすくなります。また、ふれあい・いきいきサロンや会食会などの具体的な地域の活動に着手しやすくなり、地域福祉活動を継続的に取り組むことが出来ます。

松戸市では、地域福祉活動の中心となる地区社協の事務所を公共施設に拠点として確保しています。また、地区社協で開催する、ふれあい・いきいきサロンや会食会等においても地域福祉活動の場として提供し支援しています。

町会・自治会等の集会所においては、新規の建設や増築への補助による支援を行い、令和2年3月現在では市内に117ヶ所の集会所が設置されています。集会所では、事務所としての機能を果たすことがより重要となります。その他、地域のさまざまな資源を活用して、地域福祉活動の拠点の整備、地域での交流・ふれあいの場づくりへの支援を推進します。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧

※掲載している数字は、平成29年5月に庁内へ調査をかけた数字で、地域の資源としての目安となります。

※地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

※地区別資源は各施設の所在地に基づくものあり、管轄は全地域に対応しているものもございます。

	民生委員児童委員		健康推進員		食生活改善推進員		地域防災リーダー		防犯指導員		保護司		青少年相談員		地域環境調査員		人権擁護委員	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
本庁	5	29	0	7	0	1	40	3	49	2	2	0	12	6	6	0	0	1
明第1	18	4	後日、庁内へ照会予定														0	0
明第2東	9	2															1	2
明第2西	11	2															0	0
矢切	4	2															0	0
東部	6	2															0	0
馬橋	9	2															0	0
常盤平	13	4															4	2
五香松飛台	15	2															0	0
六実六高台	11	1															0	0
常盤平団地	6	1															0	0
小金	12	3															1	1
小金原	7	1															1	0
新松戸	16	2															0	1
馬橋西	3	19	0	12	0	3	39	3	62	4	2	0	0	0	3	0	0	1
男女計	145	368	0	200	0	30	781	67	1069	41	45	24	149	51	58	26	7	8
合計	513		200		30		848		1110		69		149	51	58	26	7	8

	子ども会	老人クラブ	ボランティア団体 (協議会加盟)	NPO法人	警察署と交番	消防署	ゴミ・し尿処理施設	町会・自治会館	市役所・支所	市民センター	図書館	公園緑地	郵便局	JRの駅	私鉄の駅	病院	診療所	歯科診療所
本庁	197	12		12	3	0	0	8	0	0	2	17	2	1	1	0	34	24
明第1	184	後日、庁内へ照会予定															32	34
明第2東	427																15	18
明第2西																	9	6
矢切	188																13	12
東部	335																27	18
馬橋	138																11	12
常盤平	471																53	43
五香松飛台	191																12	13
六実六高台																	8	12
常盤平団地	0																0	1
小金	430	19	19															
小金原	54	17	11															
新松戸	494	29	36															
馬橋西	355	12		2	1	1	0	11	0	1	1	8	2	0	0	1	11	16
合計	3464	209	20	152	22	10	5	118	8	17	22	412	40	7	16	18	290	275

※ボランティア団体は様々な場所で活動しているため、地区別に分けていません。

	子ども関係														障害者関係											
	保育所（園）	小規模保育施設	認定こども園	幼稚園	小学校	放課後KIDSルーム	放課後児童クラブ	中学校	高等学校	大学	児童館・子ども館	子育て支援センター	おやこDE広場	親子すこやかセンター	知的障害者生活ホーム	知的障害者福祉ホーム	グループホーム	生活介護事業所	就労継続支援B型事業所	就労移行支援事業所	地域活動支援センターⅠ型	地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援センターⅢ型	指定特定相談支援事業所		
本庁	3	10																						0	1	1
明第1	7	6																						0	3	4
明第2東	2	3																						0	2	2
明第2西	6	0																						0	0	0
矢切	2	2																						0	1	1
東部	12	4																						0	1	0
馬橋	1	3																						0	1	1
常盤平	7	6																						0	6	4
五香松飛台	2	1																						1	0	7
六美六高台	3	1																						0	0	0
常盤平団地	0	0																						0	0	0
小金	4	2																						0	0	1
小金原	5	0																						0	0	1
新松戸	7	6																						0	1	1
馬橋西	5	0																						0	0	0
合計	66	44	5	37	45	17	45	20	10	4	3	7	16	3	3	1	22	14	10	3	1	1	1	16	23	

後日、庁内へ照会予定

		高齢者・介護関係																					
		居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	訪問入浴介護事業所	訪問リハビリ事業所	訪問看護事業所	通所介護事業所（デイサービス）	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護事業所	通所リハビリテーション事業所（デイケア）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	短期入所生活介護事業所（ショートステイ）	短期入所療養介護事業所（ショートステイ）	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	特定施設入所者生活介護（※）	軽費老人ホーム（ケアハウス）	定期巡回・随時対応型訪問介護介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
本庁	7																					0	0
明第1	15																					0	0
明第2東	5																					0	0
明第2西	7																					1	0
矢切	5																					0	0
東部	20																					1	2
馬橋	9																					1	1
常盤平	35																					2	0
五香松飛台	12																					0	0
六美六高台	8																					0	0
常盤平団地	0																					0	0
小金	7																					0	0
小金原	9																					0	0
新松戸	10																					0	0
馬橋西	6																					0	0
合計	155	133	7	11	29	76	95	3	22	19	4	12	1	33	13	10	45	31	5		4	3	

後日、庁内へ照会予定

※ 介護付有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設の指定を受けている事業所）

3. 財源の確保

地域福祉の財源を確保することにより、それぞれの地域のニーズに合った取り組みが行われます。その活動は、新たな人とのつながりや人と人との関係を強くします。地域福祉活動の財源には公的資金と民間財源の二つがあります。

○地域福祉の公的財源

補助金・委託費や助成金など

○地域福祉の民間財源

会費・寄付金や共同募金など

町会・自治会やボランティア団体、NPOなどが地域活動を行っていくために必要な資金が継続的に確保されることが必要です。

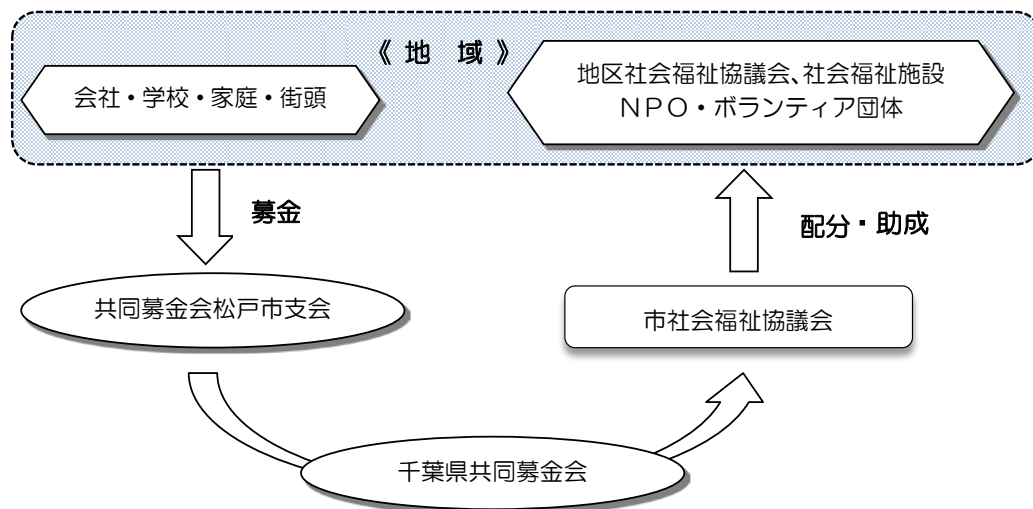
(1) 公的財源の確保

公的財源は、事業の公共性が強いことを表し、比較的安定した事業実施を可能にします。地域福祉を推進する団体に安定した財源を確保するためにも、公的財源の確保の重要性を認識し、さまざまなニーズに対応する環境整備に配慮します。

(2) 民間財源の確保

赤い羽根などの共同募金は社会福祉事業を目的とした地区社協やボランティア団体などの活動支援に充てられ、市内の地域福祉活動などの財源となっています。共同募金への協力には、募金の使途について住民に対する各事業の周知・理解を図ることが必要です。

共同募金の流れ



主な活用使途



(会食会での様子)

- 市内 15 地区社協に助成
- 民間保育園・民生委員児童委員協議会に活動費の一部を助成
- 老人クラブ連合会に活動費の一部を助成
- ボランティア活動の普及・推進に活用
- 交通安全のための団体の活動に助成
- 福祉教育推進のために活動した学校に助成



(千葉県共同募金会 オリジナルマスコットキャラクター びわびよ)

地域福祉活動を行うにあたって、事業費・運営費などを前述の共同募金などで充てることも考えられますが、継続的に資金を確保するためには、バザーや寄付金によって自主財源を確保する方法が考えられます。募金や寄付などは身近な社会貢献の手段であるということを一人ひとりに認識してもらうことも必要です。

主な自主財源の確保

- 団体構成委員の会費
- 寄付金の活用
- バザーでの収益金
- その他
 - ・回収したペットボトルをリサイクル業者に引き取ってもらい、その得た資金を福祉事業の資金で活用する
 - ・サロン活動等で参加者からコーヒー代を徴収し、事業費・運営費に充てる
 - ・イベント時に飲食物や物品の販売を行い、事業収益金として活用する
 - ・団体が開催するシンポジウムなどのイベントに企業からの提供資金を活用する

4. 計画の進捗管理・評価

計画は策定するだけでなく、その進捗管理や評価が重要です。

進捗管理では、重点項目と推進項目を含め、定期的に関連事業・取り組みを実施している行政の関係部署に進捗状況、課題、今後の方向性について調査し、推進委員会で報告、評価し、計画の推進に努めます。

また、松戸市社会福祉協議会やボランティア活動団体などの関係団体や機関の計画の進捗状況の把握にも努め、庁内連携会議の場で共有を図ります。

なお、こうした進捗管理の仕組みは、継続的に行い、より良い仕組みの検討も行います。

次期の地域福祉計画は、引き続き、社会動向の変化や市が実施する市民アンケート調査の結果などを活用し、計画の見直しを行います。

